

無線システム普及支援事業費等補助金 高度無線環境整備推進事業 実施マニュアル

第4. O版

令和7年1月

総務省

総合通信基盤局

情報流通行政局

目次

I 総論	1
1 本マニュアルの位置づけ	1
2 創設の背景	1
3 施策の基本的考え方	1
4 補助事業の全体フロー	3
II 補助事業構築マニュアル	5
1 策定する計画について	5
2 運営体制の検討	6
3 庁内推進体制の整備（自治体スキーム）	7
4 ランニングコストの負担に関する考え方	7
5 公設民営を採用する場合の留意点	8
6 高度化整備を行う場合の留意点	8
7 サイバーセキュリティ対策に関する留意点	8
III 交付申請事務マニュアル	9
1 支援対象地域・補助事業主体	9
2 事業実施期間	12
3 交付対象範囲・経費	13
4 当該補助事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け	19
5 交付額	20
6 公募及び交付申請書の作成と確認のポイントについて	22
7 光ファイバ整備計画及び無線局開設計画書の作成について	30
8 高度化計画書の作成について	33
9 災害復旧整備事業について	34
IV 交付決定後について	37
1 契約について	37
2 計画変更等について	37
3 差金回収について	38
V 実績報告事務マニュアル	39
1 実績報告書の作成について	39
2 経理等について	43
3 補助事業における利益排除について	44
VI ケーススタディ	46
VII Q & A	49
VIII 問い合わせ先・申請書類の提出窓口	64
1 問い合わせ先	64
2 書類・電子データの提出先及び担当窓口の一覧（総合通信局及び事務所）	64
【付録】交付要綱様式記載例	68

I 総論

1 本マニュアルの位置づけ

無線システム普及支援事業（高度無線環境整備推進事業）の事務手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）及び無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（総基移第380号（平17.11.25）以下「交付要綱」）によるほか、このマニュアルに基づいて補助事業を実施するものとする。

本補助事業では、国から補助を行う直接補助事業と一般社団法人等を介して民間電気通信事業者等へ補助を行う間接補助事業に分けられる。本マニュアルでは主に一般社団法人等を除く直接補助事業について記すものである。間接補助事業の実施に当たっては、一般社団法人等が別に定める無線システム普及支援事業費等補助金交付規程（高度無線環境整備推進事業）（以下「交付規程」）に基づいて実施すること。

2 創設の背景

「未来投資戦略2018」（平成30年6月閣議決定）においては、「Society 5.0の社会実装を地域においても加速させるため、その基盤となる5Gや光ファイバ網等の地域展開」等の通信環境の高度化を推進するとしており、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）では、「高度無線ネットワークを支える光ファイバ網の整備等のICTインフラの地域展開を促進し、ICTによる地域の課題解決・活性化や経済成長に貢献する」としている。

地域の課題の解決や活性化のため、農業、観光、防災、医療・介護等の分野において高度な無線システムによるIoTサービスの利用が拡大し、それに伴って通信トラヒックも急増している。こうした急拡大する電波利用ニーズに対しては、特定の周波数帯のみで応ずると、当該周波数帯が逼迫し、電波の能率的利用ができないため、Wi-Fi等の多様な無線局の活用促進により対応する必要がある。

5GやIoT等の高度無線環境の実現に向けて、地理的に条件不利な地域において、電波の有効利用を図りつつ地域の活性化を実現するため、電気通信事業者等が、無線局の前提となる伝送路設備やそれに伴う局舎設備等を整備する場合に、国がそれらの整備費用の一部を補助することとしたものである。

また、令和2年度から、民間電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合を補助することとし、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算から民間電気通信事業者に公設設備を譲渡することを前提とした公設のままの高度化を伴う更新を行う場合も補助することとした。（これらの高度化を伴う更新を、以下「高度化整備」という）

3 施策の基本的考え方

無線システム普及支援事業費等補助金（高度無線環境整備推進事業）（以下「補助金」という。）は、上記背景を踏まえ、光ファイバ整備の一層の促進を図ることを目的として創設

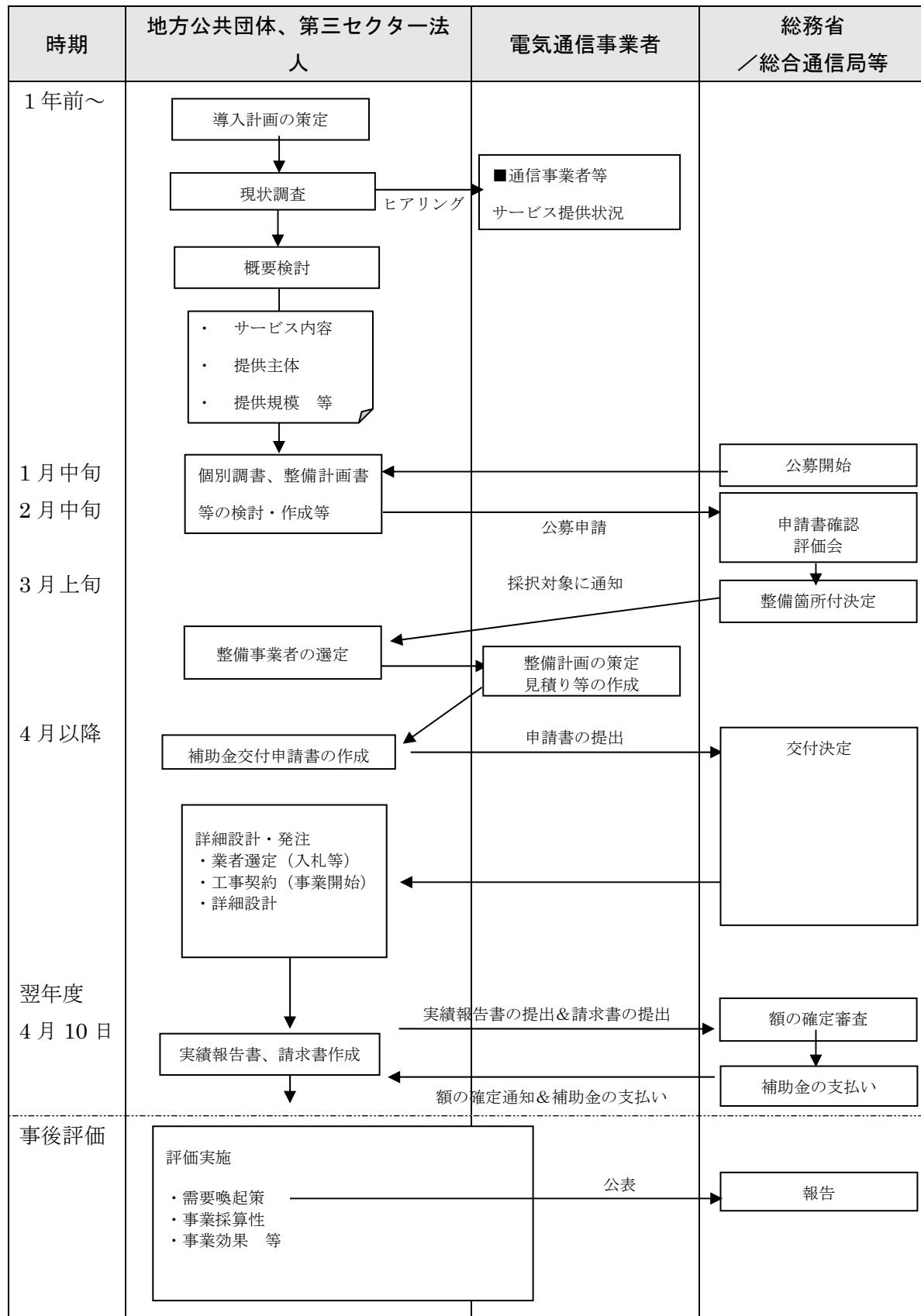
されたものである。

本事業においては、無線局の前提となる光ファイバの整備を行うことで、地域が抱える課題解決の手段となり得る情報通信基盤の整備を支援することとしている。これにより、地方公共団体等は各地域の特性に応じた基盤整備を行うことが可能となる。

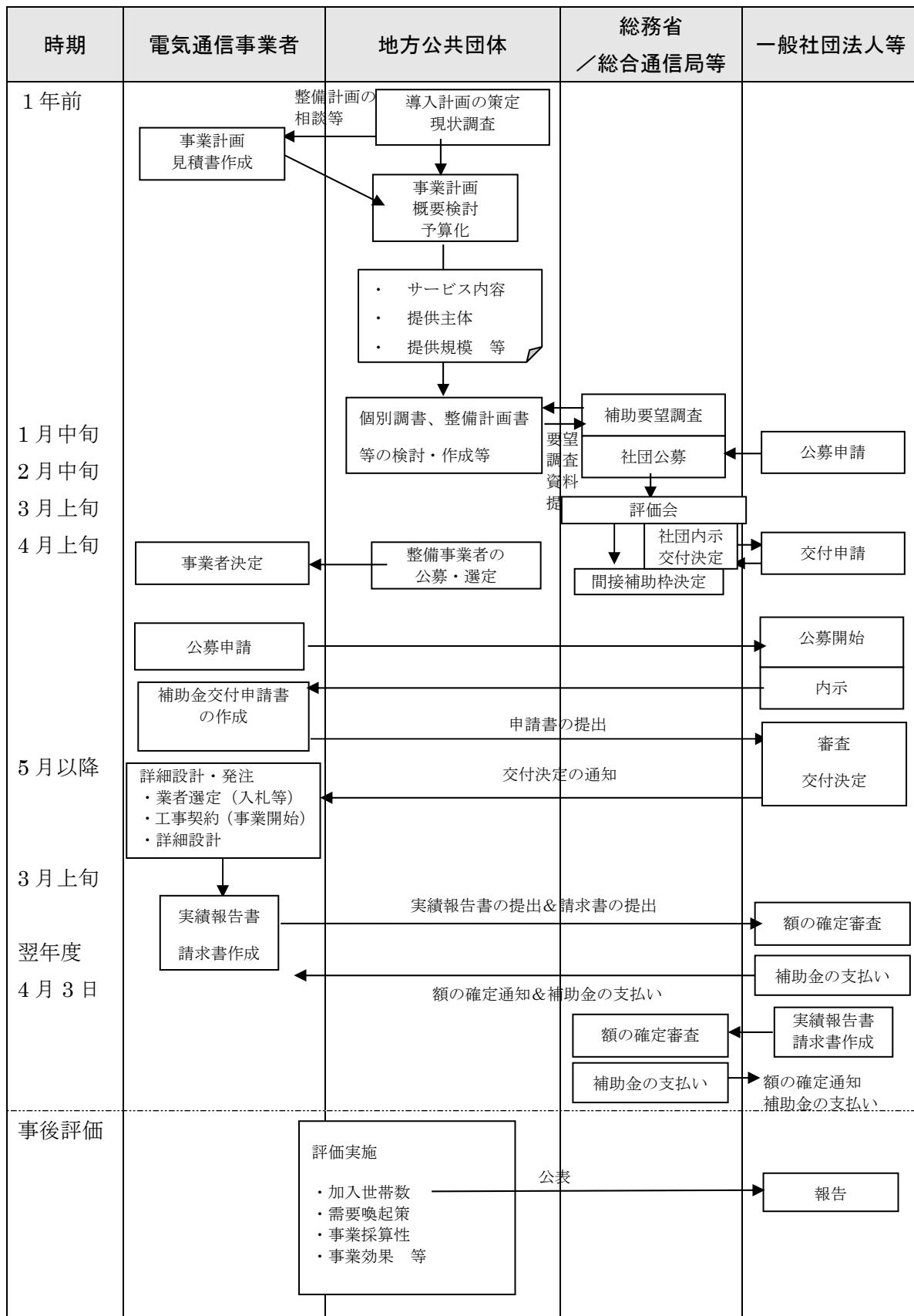
また、光ファイバがすでに整備済みの地域においても、その基盤の維持・更新等の役割を担う地方公共団体に大きな財政的負担等が生じていることから、地方公共団体が所有する光ファイバ等の設備を民間電気通信事業者に譲渡し、当該事業者が5G等に対応するために高度化整備を行うことも支援することとしている。これにより、5G等の高度無線環境の実現に資するとともに、地域住民に対してブロードバンドサービスを安定的、持続的に提供していくことが可能となる。

4 補助事業の全体フロー

(1) 直接補助事業の場合



(2) 間接補助事業の場合



II 拠助事業構築マニュアル

本章では本事業を申請するにあたり、申請前から整備後における留意点並びに具体的な方法について示す。

申請前における留意事項としては、条件不利地域でありかつ光ファイバ未整備地域を把握し、サービス提供が見込めない地域に対して、住民や企業のニーズを把握した上で、必要なインフラを整備する計画を立てるだけでなく、運営主体や運営方法、地方創生や地域活性化を図るまでの無線局の活用方法（これらの関連する計画への位置付け等を含む。）など整備後における体制・活用方策などについて十分な検討をしておくことである。

また、光ファイバの整備を予定している地方公共団体にあっては、整備を行うにあたり民間電気通信事業者によく相談をした上で、整備計画を策定することが望ましい。

整備した光ファイバ等の設備を民間電気通信事業者に譲渡し、当該事業者による設備の高度化を検討または民間電気通信事業者に譲渡することを前提に、自ら設備の高度化を検討している地方公共団体にあっては、保有資産（補助金等で整備した設備については財産処分の要否等）を事前に把握し、譲渡にあたって第三者との調整（電柱保有者との調整等）が必要になるかどうかなど、検討すべき項目が多岐にわたることが想定されるため、譲渡先として想定している民間電気通信事業者とよく相談した上で、当該事業者による高度化計画の策定を含む申請作業がスムーズに行えるようにすることが望ましい。

1 策定する計画について

（1）無線局開設計画

本事業は今後の無線環境の実現に向け、無線局の開設に必要な光ファイバ等の整備を推進するものである。無線局を開設する目的及びその目的を達成するための指標等をあらかじめ詳細に計画立てておく必要がある。

（2）高度化計画

本事業における高度化については、地方公共団体が所有する設備を民間電気通信事業者へ譲渡した上で高度化を図る場合または民間電気通信事業者に譲渡することを前提に地方公共団体が高度化を図る場合がある。

また、高度化の内容についても5G等に対応したものにする必要がある等、補助を認めるにあたりいくつかの要件が必要となる。これらが遗漏なく満たされるように、あらかじめ地方公共団体と民間電気通信事業者の間でよく相談した上で、詳細に計画を立てておく必要がある。

2 運営体制の検討

下表のサービス提供モデルを参考にサービスの運営をどのように実施するのかを検討する。

サービス提供モデル		スキームイメージ	スキーム概要
公設公営型		<p>自治体が設備を整備・保守し、直接住民にサービスを提供する。また、民間電気通信事業者を通じてサービスを提供する場合もある。</p>	地方公共団体が光ファイバ等を整備し、設備の保守等維持管理を行うもの。
公設 民営型	卸電気通信役務	<p>自治体が設備を貸付する。民間電気通信事業者がそれを通じてサービスを提供する。</p>	電気通信事業者の登録又は届出を行った地方公共団体が、他の民間電気通信事業者に対して卸電気通信役務の提供を行うもの。
	IRU	<p>自治体が設備を貸付し、民間電気通信事業者がそれを通じてサービスを提供する。一方で、民間電気通信事業者は設備の保守を担当する。</p>	地方公共団体が、電気通信事業者と長期安定的な使用権に関する契約(IRU契約)を行うことにより、光ファイバ等を心線単位で貸与するもの。
民設民営型		<p>自治体が設備の整備費用を補助する。民間電気通信事業者がそれを通じてサービスを提供する。</p>	民間電気通信事業者が光ファイバ等を整備し、設備の保守等維持管理を行うもの。場合によっては、地方公共団体による一部補助を行う場合もある。
第三セクター法人型		<p>自治体と民間事業者が共同で第三セクター法人を出資する。第三セクター法人が設備を整備し、設備の保守等維持管理を行う。</p>	地方公共団体及び民間事業者による出資を受けた第三セクター法人が光ファイバ等を整備し、設備の保守等維持管理を行うもの。
高度化事業 (譲渡先の事業者が高度化する場合)		<p>自治体が設備を譲渡し、設備の整備費用を補助する。民間電気通信事業者がそれを通じてサービスを提供する。</p>	地方公共団体が整備した光ファイバ等を民間電気通信事業者に譲渡し、譲り受けた民間電気通信事業者が設備の高度化を行うもの。その後の保守等維持管理は民間電気通信事業者が行う。また、場合によっては、地方公共団体による一部補助を行う場合もある。
高度化事業 (民間譲渡前提)		<p>自治体が設備を譲渡する。民間電気通信事業者がそれを通じてサービスを提供する。</p>	地方公共団体が整備した光ファイバ等を民間電気通信事業者に譲渡することを前提に、地方公共団体が設備の高度化を行うもの。その後、民間電気通信事業者に設備を譲渡する。

※運営体制を検討する際、電柱の支障移転や施設・設備の修繕、維持、更改費用などの整備後にかかる費用や住民の負担額、採算性について十分に協議し合意の上で決定する。

3 庁内推進体制の整備（自治体スキーム）

施設・設備の有効活用、責任体制の明確化、運用ルールの確立、セキュリティポリシーの策定等のため、地方公共団体の庁内推進体制を整備することが望まれる。

【庁内推進体制のイメージ】



4 ランニングコストの負担に関する考え方

本事業は、光ファイバの整備に係る初期インフラ整備コストに対して補助を行うものであり、当該設備の維持に係るいわゆるランニングコストについては、対象とならない。

ランニングコストについては、別途その負担方法等を検討する必要がある。本事業を実施する地方公共団体以外の電気通信事業者が光ファイバ通信サービスを提供する場合（いわゆる公設民営方式）、光ファイバ基盤の所有者である地方公共団体、光ファイバ通信サービスの運営者である電気通信事業者の双方でランニングコストを負担することが想定されるが、その負担割合、負担方法等について、事前に当事者間で調整しておくことが望ましい。例えば、地方公共団体が IRU 契約により電気通信事業者に対して光ファイバ基盤を貸し付けるケースにおいては、地方公共団体が当該電気通信事業者から徴収する施設の貸し付けの対価について、ランニングコストの全部又は一部を反映させたものとすることも可能。

また、民設民営方式においては、基本的に事業主体（民間電気通信事業者）が負担するものであるが、その整備地域の地方公共団体等が一部費用を負担することも差し支えない。その場合にも、当事者間で調整しておくこと。

なお、公設公営型、公設民営型それぞれについて、施設の維持管理に要する経費の一部について、特別交付税措置を講じている。

加えて、離島地域においては島内の光ファイバだけでなく海底ケーブルの整備も必要となり、これらを地方公共団体が維持管理する場合は負担が大きいことを踏まえ、令和3年度から令和7年度までを計画期間として、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助するメニューを高度無線環境整備推進事業に追加している。（詳細は「離島伝送用専用線維持管理事業」の実施マニュアルを参照。）

《参考》想定されるランニングコストの例

- ・光ファイバケーブルを共架する電柱使用料、支障移転費用
- ・光ファイバケーブル、機器の保守維持費用
- ・その他（地方公共団体が住民に対して光ファイバ通信サービスを提供する場合の対外接続に係る費用等）

5 公設民営を採用する場合の留意点

市町村が本補助金で整備された光ファイバ等（光ファイバケーブル及び関連機器）は事業を実施した市町村の所有する財産となり、各市町村は地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、適切に管理することが必要である。また、契約手続きの透明性確保、電気通信事業者の公平な参入機会の確保に留意すること。

6 高度化整備を行う場合の留意点

地方公共団体が民間電気通信事業者に相談し、実際に当該事業者が設備を譲り受け補助金申請するまでは、相当な期間を要することが想定されるため、民間電気通信事業者が、申請を行った当該年度内に設備の高度化を行えるよう、譲り受ける設備や時期、さらにはどの設備を高度化するのかなどが決まった時点で申請をすることが必要である。

なお、高度化を伴わない更新については、補助の対象とならないことに注意が必要である。

7 サイバーセキュリティ対策に関する留意点

本事業で整備する設備・機器については安心して利用できるものとする必要があり、サプライチェーンリスク対策の重要性についても留意の上、十分なサイバーセキュリティ対策を講じること。

III 交付申請事務マニュアル

1 支援対象地域・補助事業主体

(1) 支援対象地域（条件不利地域の定義）

次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域において補助事業を行うものとする。

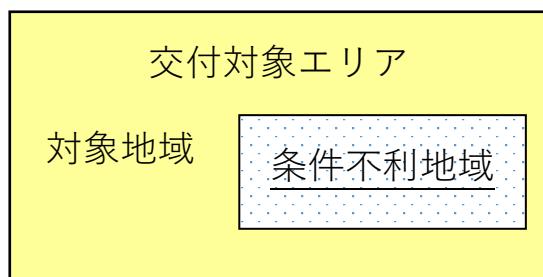
① 過疎地	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域をいう。 ※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、同法附則第7条第1項及び同法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）については、激変緩和のために令和9年3月31日まで6年間（同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）については、令和10年3月31日まで7年間）の経過措置として、過疎地として取り扱う。この場合において、令和8年度予算事業として交付決定した補助金であって、令和9年度以降（特別特定市町村については、令和9年度予算事業として交付決定した補助金であって、令和10年度以降）に繰り越したものについても同様に取り扱う。
② 辺地	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。
③ 離島	離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項により指定された「離島振興対策実施地域」に指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄をいう。
④ 半島	半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。
⑤ 山村	山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。
⑥ 特定農山村	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき特定農山村地域として指定された地域をいう。
⑦ 豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。

(2) 補助事業主体

直接補助事業者における事業主体は、(1)に掲げる条件不利地域を含む都道府県、市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）又はこれらの連携主体、第三セクター法人又はこの連携主体となる。間接補助事業者における事業主体は、(1)に掲げる条件不利地域を含む地域を整備する電気通信事業者又はこの連携主体とする。

(3) 交付対象地域の事例

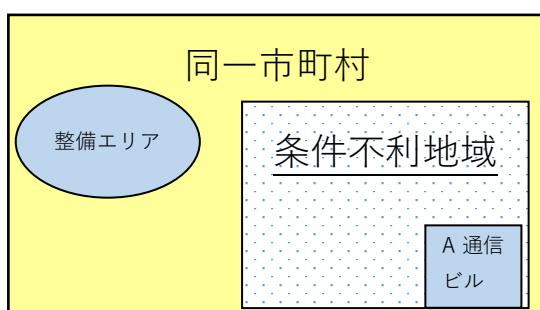
ア.



(一体化例)

例1 (同一市町村内)

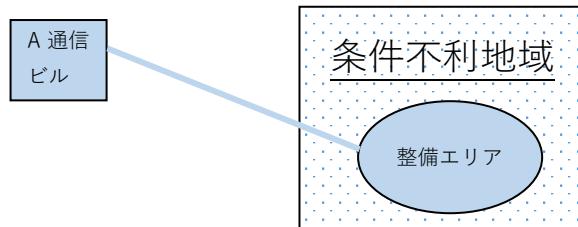
交付対象



例2 (システムとしての一体的整備)

条件不利地域を含む地域と
一体化した事業であれば、そ
の地域全体を対象エリアと
することが可能

(例1：条件不利地域が含ま
れる市町村と同一の市町村
内を同時に整備する場合
例2：条件不利地域を整備す
る場合に、システム上一体的
に整備する場合)



<p>イ.</p> <p>交付対象エリア</p>	<p>離島と一体的に整備する場合は、本土側も交付対象とすることが可能。</p>
--------------------------	---

(4) 公設民営について

都道府県又は市町村が補助金で整備した施設の運営を民間事業者に委託する公設民営方式を採用することが可能である。その場合であっても、補助金上の事業主体は当該都道府県又は市町村となることに注意のこと。

(5) 地中化を伴う整備について

新たに整備する伝送路を地下に埋設する場合において、整備地域が要件1に該当し、埋設する理由が要件2又は要件3に該当するものに限り、補助率をかさ上げする。

【要件1】申請の時点で財政力指数が0.5未満の市町村において行われること。

【要件2】南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項に基づく防災対策推進地域（以下「防災対策推進地域」という。）又は首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第3条第1項に基づく首都直下地震緊急対策区域（以下「緊急対策区域」という。）において実施される事業であり、周囲に電力柱等が無い等の理由により、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第2条第3項の電線共同溝（以下「電線共同溝」という。）又は共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項の共同溝（以下「共同溝」という。）により地下に埋設することが困難な場合。

【要件3】防災対策推進地域又は緊急対策区域以外で実施される事業であり、電力柱の新設が制限されている等の理由により、地下に埋設しなければ整備が困難な場合

(6) 高度化整備（地方公共団体が所有する設備を民間電気通信事業者へ譲渡した上で高度化を図る場合）について

自治体から公設設備を譲り受けた民間電気通信事業者がその高度化を行う場合に補助対象となるが、譲渡行為自体が完了していない場合であっても、「譲渡についての合意が

されていること」及び「譲渡行為を含めて年度内に補助事業が完了すること」が確認できれば補助対象とする。ただし、公設設備の譲渡を受けた場合であっても、5G対応や1回線あたりの名目速度の上昇等を行わない（高度化しない）単なる更新の場合は補助の対象外とする。また、公設設備が譲渡済であっても、当然、交付決定までは高度化整備には着手できないので注意すること。

なお、公設設備が譲渡先の電気通信事業者における設備要件に合致しない等の理由により譲渡ができない場合も想定されることから、既存設備の有効活用を図ることが原則であるものの、公設設備の民間移行を促進する観点から、以下の要件を満たす場合は、公設設備を廃棄し民設整備を行うことで民間移行を図る事業も補助対象とする。

【要件1】申請の時点で「公設設備廃棄・民設整備」を行おうとする地域における光ファイバによるインターネットサービスの提供事業者が1者であること。（公設設備を廃棄するとサービス提供事業者が不在になること。）

【要件2】公設設備の廃棄から民設設備によるサービス提供開始までの間に、サービスの空白期間がないこと。

【要件3】公設設備の保有自治体が、説明会の開催等を行うなど加入契約の円滑な移行に関与すること。

【要件4】民間電気通信事業者により整備される設備が、廃棄される公設設備よりも高度化がなされるものであること。

【要件5】廃棄する公設設備の撤去、処分費用は補助対象にはならないこと。

（7）高度化整備（民間電気通信事業者に譲渡することを前提に地方公共団体が高度化を図る場合）について

民間電気通信事業者に譲渡することを前提として、設備を保有する地方公共団体が高度化を実施する場合、以下の要件を満たすものは補助対象となる。

【要件1】申請の時点で公設設備の譲渡先がないこと。（申請時、1者以上の民間電気通信事業者と民間移行についての協議を実施した結果協議不調だった旨説明する書類の提出をする。）

【要件2】設置から10年が経過した設備の更新を行うものまたは設備の冗長化を図るものであること。

【要件3】申請の時点で、公設のままの高度化を行おうとする地域における光ファイバによるインターネットサービスの提供事業者が1者であること。

【要件4】補助事業の完了後5年を目処に民間事業者へ設備を譲渡する計画があること。

2 事業実施期間

（1）単年度事業

補助事業は単年度事業である。従って、原則年度内に事業が完了していなくてはなら

ない。特に、高度化整備において、譲渡行為未完の状態で交付申請を行う場合、実際に設備を譲渡するまでに相応の期間を要することが想定されることから、申請に当たっては年度内の事業完了が可能かどうか、入念なスケジュール設計を行うこと。

この場合、事業の完了とは、単に工事が完了するだけでなく、整備された施設・設備が地域や住民等に対してサービス等を提供できる状態になっていることをいう。つまり、単年度で事業が完結していなくてはならない。

(2) 工事の期間内実施について

工事は交付申請書に記載した完了予定日までに終えることが必要である。ただし、天候不順等やむを得ない事情がある場合については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第1項第5号及び交付要綱第11条に基づき、当該事業変更の発生後すみやかに総務大臣に事故報告を提出し指示を受けること。

(3) 年度内執行について

補助事業は当該事業年度に終えることが必要である。翌年度繰越は原則認められない。ただし、天候不順等やむを得ない事情がある場合については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第1項第5号及び交付要綱第11条に基づき当該年度内の執行が困難と見込まれることがわかった時点ですみやかに総務大臣に事故報告を提出し指示を受けること。

3 交付対象範囲・経費

(1) 想定される光ファイバを前提とする無線局について

① 無線局の種別例

ア 5G

「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった特徴をもつ。来るべき IoT 時代の重要な基盤となるものであり、その実現により、コミュニケーションのあり方の変化、そして新たなビジネスの進展に繋がることが期待されている。

イ LTE (Long Term Evolution)

モバイルキャリアが提供する、モバイル機器専用通信回路。主に各携帯電話会社が所有する基地局をアクセスポイントとして電波を飛ばしている。

ウ LPWA (Low Power, Wide Area)

「長距離のデータ通信」、「低消費電流」という 2 つの特徴を満たしている通信ネットワーク。例として、ELTE、EMTC、NB-IOT 等がある。

エ Wi-Fi

無線 LAN の一つ。光回線を利用することで、早い通信速度や安定した通信環境を得ることが可能となる。

オ 地域BWA (Broadband Wireless Access)

2.5GHz 帯の周波数の電波を使用。地域の公共サービスの向上やデジタル・ディバ

イド（条件不利地域）の解消等、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とした電気通信業務用の無線システム。

② 無線局の使用例

家庭内 Wi-Fi を用いたインターネット接続、農業 IoT、教育 IoT、観光 IoT、コワーキングスペース、スマートモビリティ、スマートホーム等が考えられる。

(2) 想定される高度化整備について

高度化前に提供されていた通信サービスと比較し、1回線あたりの名目通信速度を上昇させるために必要な設備の整備（光ファイバ芯線の増強、送受信機の追加・更改等）が想定される。

(3) 交付対象範囲・経費

（ポイント）

○整備しようとする施設・設備が事業の目的の達成に合致しているか。

- ・過剰なもの、不必要的もの等を整備していないか確認すること。
- ・個々の事業内容にかんがみて、その事業の目的の達成に必要でない施設・設備は、たとえ本項の①～③に該当するものであっても、交付の対象とはならない（使用時期が未定、使用目的や効果が不明確等）。

○整備した施設や設備が将来的に継続して使用が見込めるか。

- ・市町村合併等を予定している場合には、新市町村等で整備された施設・設備が引き続き有効活用されることを確認すること。
- ・ICT 関連機器は技術革新が著しく、陳腐化も激しいため、整備した設備が十分な効果を発揮できなくなることのないように注意のこと。

○重複投資になっていないか。

- ・遊休している施設・設備があるにもかかわらず、同様の物を整備してしまう等結果として重複投資とならないように注意すること。
- ・申請主体内での既存設備との重複だけでなく、都道府県、市町村、民間電気通信事業者又は第三セクター法人等の所有する設備との重複に関しても、十分に留意して検討・調整を行うこと。

○既存のインフラを有効活用できているか。

- ・既存のネットワークを活用する等、積極的に既存インフラを活用すること。なお、交付金又は補助金を利用して整備した光ファイバ等を利用する場合、財産処分の要否等には留意し、必要に応じて総務省に確認すること。
- ・既存の回線等ができる限り活用できるように調整を行うこと。

○用地取得費・道路費（②）や附帯工事費（③）は、補助事業の実施に必要最低限の費用であるかどうか。

- ・補助金で整備しようとしている施設・設備に関係のない用地の取得や工事（調査設計や工事）に係る費用が含まれていないように注意すること。

○補助対象経費でないものが含まれていないか。

- ・補助対象経費に該当するか明確に判断出来ないものについては、申請主体は総務省に対し協議すること。

① 施設・設備費（施設又は設備の設置に要する経費）

光ファイバケーブルの整備にあたっては、別紙1「光ファイバケーブルの整備（使用）計画について」を参照すること。

メニュー	内容
ア 鉄塔	<p>中継回線に利用するための無線局を設置する鉄柱やコンクリート柱。</p> <p>コンクリート柱、鋼管柱等（根かせを含む。）のほか、避雷針、接地線材、上記装置等に関する収容板・収容箱、取り付け金具等を含む。</p>
イ 局舎 (注1) (注2)	<p>本事業において通信の基点及び中継拠点となる施設。屋内設置型（施設内の一部に中継機器およびラック等を設置する。）と屋外設置型（屋外に専用ボックスや施設を設置する。）がある。</p> <p>局舎施設の整備については、新設と改修による場合があり、新設の場合には、施設全体が支援対象となる単独建物と、支援対象外の施設との合築により整備される合築建物がある。</p> <p>単独建物の場合は、事業を実施するにあたり最低限必要な局舎施設整備事業費が支援対象となる。</p> <p>また、他事業における局舎や役所等と「合築」する場合も支援対象となる。</p> <p>なお、支援対象となる施設に係る工事項目は次のとおり。</p> <p>(ア) 床上げ工事</p> <p>電源、構内伝送路等の配線を収容可能とする二重床化、仕上げ工事等。</p> <p>(イ) 空調設備工事</p> <p>空調機の設置工事、配管工事等。</p> <p>(ウ) 電源設備工事</p> <p>電源の増設工事、配線工事等。</p> <p>(エ) 軸体補強工事</p> <p>床荷重増加に対応するための床下の梁増強工事等。</p> <p>(オ) 内装工事</p> <p>間仕切り工事（壁等の設置）、天井工事等。</p> <p>(カ) 撤去工事</p> <p>配線の撤去工事、産廃処理費用等。</p> <p>上記のほか、市役所等のセンター施設内にサーバ等を収容するために新設するラック、サーバ等の追加により必要となった</p>

メニュー	内容
	電源設備等の改修工事に関する設備・配線、上記装置等に関する収容板・収容箱、取り付け金具等も含まれる。
ウ 外構施設	局舎施設を建設する際に設置する柵、フェンス、擁壁、外部から引き込まれるケーブル配管、ハンドホール、排水設備、舗装等。
エ 受電設備（電力引込み送電線を含む。）	センター・局舎施設等において、外部からの電力を各機器へ安定供給するための設備（受電盤、分電盤、電線引き込み送電線等）。 上記設備の設置に関する収容板・収容箱、取り付け金具等も含まれる。
オ 送受信機	伝送路設備又は構内伝送路を通じてデータや情報等を伝送するための装置（ルーター、L2/L3スイッチ、POEスイッチングハブ等）。 上記装置の設置に関する収容板・収容箱、取り付け金具、運用管理用PCも含まれる。
カ 伝送用専用線	センター・局舎施設から鉄柱・コンクリート柱までの間等において各種データや情報等を伝送するための以下に掲げる線路設備。 (ア) 線路（光ファイバケーブル、クロージャ、カプラ、保安器等） (イ) OLT (ウ) 変調装置 (エ) 上記の設置に関する収容板・収容箱、取付け金具等 ※効率的なルートで配線を行う必要がある。 ※構外伝送路については、他の事業と回線を共用する場合は、費用按分となる場合がある。 ※宅内に引き込まれるケーブルについては、補助対象外となる。
キ ケーブル	センター・局舎施設内等において整備する送受信装置等の各種データや情報等を伝送するために必要なケーブル（LANケーブル、構内光ケーブル等）、配管、ケーブルラック等。 上記の設置に必要な各種部材等を含む。 ※屋外に設置された通信ケーブルは、本項目ではなく、「カ伝送用専用線」に該当する。
ク 中継増幅装置	センター・局舎施設から鉄柱・コンクリート柱までの間等、各種データや情報等を伝送するための中継・分岐装置や増幅装置等（海底に設置するものを含む。）。 上記の設置に必要な各種部材等を含む。
ケ 電源設備（予備電源設備を含む。）	センター・局舎施設等において、停電や緊急時に各機器への電源を安定供給するための設備。（設置に係る各種部材等を含む。） (例) 予備電源、耐電トランス、整流器、無停電電源装置、発電・蓄電装置、燃料タンク、電源ケーブル ※非常用電源（蓄電池・UPS）については、各事業目的に必要な時間の対応となっており、必要最低限の時間とすること。ま

メニュー	内容
	た、特殊事情がない限り、最大 72 時間を超えないこと。
コ 監視制御・測定装置	通信サービスを安定して加入者に提供するために設備を管理および測定する装置。(設置に係る各種部材等を含む。) (例) 遠隔制御装置、高機能制御監視受信機、ステータスマニア、ネットワーク監視装置、測定装置、システム監視装置
サ その他事業を実施するために必要な経費	事業を実施するために必要となる設備等。
大臣が別に定める施設・設備	上記設備を設置する際、必要となる経費。(交付要綱補足事項別紙参照。)

(注 1) 局舎施設について、他者から建物等を借りり受ける場合には、目的に沿った形で相当程度の間使用できることが明確に定められていること（長期の賃貸契約が維持されている、所有者と実施主体の間に協定書がある等）が必要である。

(注 2) 局舎施設には以下のケースで整備する施設を含む。

- ・ 簡易 B O X (通信事業者の交換局に隣接した場所に整備する施設)
- ・ 陸揚局 (情報通信基盤を整備する離島に敷設した海底光ケーブルとサービス提供基盤に接続するための装置などを収容する施設)
- ・ 自治体ボックス (設備を中継地点に配置するための収容施設)

② 用地取得費・道路費

用地取得費・道路費	局舎、新設電柱などを建設する際に必要最低限の用地・道路について支援対象とする。 ○用地取得費 ○取り付け道路整備費 原則として最短の経路で構築し、それができない場合に限り、合理的な必要性を説明できる経路・距離であることが求められる。例えば、センター施設の整備に伴って必然的に発生する道路や、局舎以外に利用されない道路等が対象として認められる。
-----------	--

③ 附帯工事費

共通経費(附帯工事費)	本補助事業の工事全般に係る以下の経費のこと。 ○調査設計費(注 1) 交付決定後に実施する現場調査、詳細設計 等 ○施工・構築費(注 1) ○改修補強費 施設および電柱(自営柱、電力柱、N T T 柱等)等の改修・補強に係る費用等 ○整備と一体的に実施する撤去費用(注 2)
-------------	---

	○諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）
(注1) 調査、設計、施工に付随して必要な電柱共架許可申請、道路・官公庁手続き・申請、自営柱・無停電電源柱用地交渉や旅費等の費用一切を含む。	
(注2) 撤去費については、既存建物を撤去しなければ、施設の新增築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合、補助金の対象とする。跡地利用計画がなく更地にする場合等、新施設の建設事業と一緒にとして実施するものでない解体工事については補助金の対象とならない。	
(4) 交付対象とならない経費等	
交付要綱で交付対象とされる費用であっても、実施する事業の目的に沿わないもの	—
交付要綱で交付対象とされる費用であっても、使用目的や効果が不明確なもの	—
事業完了後の翌年度内において供用されない施設	例外として、別紙1「光ファイバケーブルの整備(使用)計画について」を参照。
予備機器	但し、法令等で予備機器の設置が義務付けられているなど必要性が認められる場合を除く。
交付決定前に実施した工事費用等	事前着工については、交付決定日より前に締結された契約及び工事着工をいう。(交付決定日前に締結された契約とは、契約日又は仮契約日が交付決定日前のことを指す。)
無線局・無線アクセス装置	本事業は無線局の中継回線となる光ファイバを整備する事業であり、無線局は補助対象外である。
消費税	第三セクター法人又は電気通信事業者が事業実施主体の場合には補助対象外とする。
ソフトウェア	但し、別紙2参照
ランニングコスト	例えば、以下のものが考えられる。 ○共架費（電柱使用料）（工事中のものを除く） ○光ファイバケーブル、各種機器等の保守・維持管理費用 ○光ファイバケーブル等の共架や支障移転費用 ○管路使用料（工事中のものを除く） ○コロケーション（通信事業者の局内に通信機器を設置する）費用 ○電波利用料

	<ul style="list-style-type: none"> ○海底ケーブル等敷設に伴う漁業補償費（障害対応等、作業時の漁業補償等） ○地方公共団体が住民に対してブロードバンドを提供する場合の市町村外のインターネット接続事業者との接続に係る費用 ○リース（リース会社からサーバなどの機器をリースして設置する等）によるもの
加入一時金	プロバイダーへの申込み費用等
高度化を伴わない単純な更新	例えば、老朽化した設備を、同じスペックの新しいものに置き換えるような更新は補助対象外となる。

4 当該補助事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け

当該補助事業と他事業（単独事業、他省庁国庫補助事業等）を併せて実施する場合の費用の切り分けについては、費用を按分することが原則であるが、対象施設（設備）で区切る、費用を折半するなどといったことも想定される。総務省と協議し、それぞれの事業内容等を勘案し合理的な方法を採用すること。

また、他省庁の国庫補助事業等と併せて実施している場合は、当該省庁と調整をする必要がある。基本的な考え方について以下のとおり示すほか、具体事例についてはVIIを、費用按分の計算方法の一例については別紙3「按分計算書（例）」を参照のこと。

（1）費用按分

① 費用按分が必要なケース

- ア 局舎施設等を事業目的外の施設と合築する場合
- イ 事業目的以外の利用のために芯線や機器等の施設・設備を追加整備する場合（放送部分を整備する場合も含む）
- ウ 事業目的以外のネットワークと相互接続するための芯線や機器等の施設・設備を整備する場合
- エ その他事業内容に照らして過大と判断される施設・設備を整備する場合（当該部分を交付対象外とする場合）

② 費用按分の対象経費

- ア 単独事業等と一部でも共用される施設・設備に係る設置経費、工事費、共通経費
- イ 出精値引き等（実績報告時）
- ウ 消費税
- エ 消費税仕入控除税額

③ 費用按分方法の基本的考え方

- ア 局舎施設等の合築の場合は専有面積による按分など比例按分を原則とする。
- イ 伝送路を共用する場合は使用芯線数による比例按分を原則とする。
- ウ その他ケースに応じて個別に判断する。

(2) 対象施設（設備）で区切る場合

補助事業と併せて、事業内容が同じ事業（所謂継足し単独事業等）を実施する場合、按分という方法は採らずに、それぞれの費用負担を対象施設（設備）で区切るという方法も可能である。

(3) 費用を折半する場合

按分計算が複雑になるなど、特段の理由がある場合。総務省に個別に相談のこと。

5 交付額

(1) 民間電気通信事業者又は第三セクターが実施主体となる場合

① 新設する場合

整備地域	海底ケーブルの整備の有無	地中化の有無	交付額
離島地域	有り	有り	補助対象経費の10分の9に相当する額
		無し	補助対象経費の5分の4に相当する額
	無し	有り	補助対象経費の8分の7に相当する額
		無し	補助対象経費の4分の3に相当する額
離島地域以外の条件不利地域	—	有り	補助対象経費の8分の7に相当する額
		無し	補助対象経費の4分の3に相当する額

② 高度化整備を実施する場合

整備地域	海底ケーブルの整備の有無	交付額
離島地域	有り	補助対象経費の4分の3に相当する額
	無し	補助対象経費の3分の2に相当する額
離島地域以外の条件不利地域	—	補助対象経費の3分の2に相当する額

※高度化整備は、地中化の有無による補助率の嵩上げはありません。

(2) 地方公共団体が実施主体となる場合

① 新設する場合

整備地域	財政力指数	地中化の有無	補助額
離島地域	0.5 以上	有り	補助対象経費の 10 分の 9 に相当する額
		無し	補助対象経費の 5 分の 4 に相当する額
	0.5 未満	有り	補助対象経費の 10 分の 9 に相当する額
		無し	補助対象経費の 5 分の 4 に相当する額
離島地域以外の条件不利地域	0.5 以上	有り	補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額
		無し	補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額
	0.5 未満	有り	補助対象経費の 4 分の 3 に相当する額
		無し	補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額

② 高度化整備を実施する場合

整備地域	財政力指数	補助額
離島地域	0.5 以上	補助対象経費の 4 分の 3 に相当する額
	0.5 未満	
離島地域以外の条件不利地域	0.5 以上	補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額
	0.5 未満	

※高度化整備は、地中化の有無による補助率の嵩上げはありません。

(3) 災害復旧事業を実施する場合

整備地域	補助額
離島地域	補助対象経費の3分の2に相当する額
離島地域以外の条件不利地域	補助対象経費の2分の1に相当する額
令和6年能登半島地震により被害を受けた設備の復旧事業	補助対象経費の3分の2に相当する額

※令和6年能登半島地震により被害を受けた設備の復旧事業については、民間電気通信事業者は補助対象とならない。

6 公募及び交付申請書の作成と確認のポイントについて

(交付申請にあたっての留意点)

交付申請及びそれに伴う交付決定は補助事業の実施内容と事業費を決定するものである。したがって、実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱に基づく変更承認を得ずしては認められないので、その点を念頭において作成すること。

次のような事業は、補助事業に馴染まないため注意が必要

- ・補助金の額が100万円未満となる事業（ただし、災害復旧事業の場合は100万円未満の場合も補助の対象となる。）

(1) 公募申請と交付申請について

① 公募申請

本事業では、本申請の前に、公募による申請受付を行うこととしている。

公募の段階にあっては、「公募申請書」と、次の(2)②に記載している申請書類の案を提出すること。また、提出に当たっては電子メール又は総務省が指定する大容量ファイル転送システム(PrimeDrive)等もしくは補助金申請システム(Jグランツ)の利用により提出すること。

地方公共団体が事業主体となる場合には、原則として、プロポーザル以外の随意契約を行う場合を除き複数事業者の相見積書を取得することとする。

公募の段階では、公募申請書に基づいて次の(7)により審査を行い、予算の範囲内で事業採択の内示を行う。採択の内示を受けた地域を整備する団体を対象として、正式な交付申請書に基づく本申請を受け付けるものとする。

② 交付申請

申請書の提出について書面による申請のほか、オンラインのみによる提出も可能である。なお、申請書への押印は不要となる。

書面による提出に当たっては、交付申請書(交付要綱様式第1号)は正本と副本(コピーしたもの)の2部及び電子データを提出すること。また、オンラインによる提出に当たっては、電子メール又は総務省が指定する大容量ファイル転送システム(PrimeDrive)等もしくは補助金申請システム(Jグランツ)により1部提出すること。

なお、総務省からの交付決定等の通知については、交付要綱第21条の4に基づき、オンラインによる送付としてよいか確認を行う必要があるため、オンラインによる送付の希望の有無について「高度無線環境整備推進事業に係るオンラインによる処分通知等に関する申出書」を提出すること。また、オンラインを希望しない場合であっても、原則として公印は省略することとなるが、公印付きの文書が必要な場合は、申請時にその旨申し出ること。

(2) 申請書の作成について

① はじめに

交付要綱様式第1号により作成する申請書かがみ、交付要綱様式第1号別紙1第16の「補助事業の概要」及び別紙2「工事概要書」、光ファイバ整備計画及び無線局開設計画書（高度化整備の場合は高度化計画）、見積書、添付図面等は内容を必ず一致させること。

申請を行おうとする補助金以外に、関連する国庫補助事業又は単独事業を一体的に実施している（予定も含む）場合は、補助金と別事業の区分がわかるようすること。また、概要図、見積書については、事業ごとに対象事業がわかるよう記載もしくは色分け等をすること。

② 申請書の構成について

以下の資料を順番に編纂のこと。

ア 公募申請書

公募の段階のみ提出すること。

イ 交付申請書（交付要綱様式第1号）

公募時は「（案）」を付記すること。

ウ 補助事業の概要（交付要綱様式第1号別紙1第16）

エ 光ファイバ整備計画及び無線局開設計画（交付要綱様式第1号の添付書類）

適宜、参考資料を添付すること。なお、高度化整備では提出不要。

オ 高度化計画

高度化整備のみ提出。高度化する設備が5G等に対応したものとなっているか総務省から審査の際に資料を求めることがある。

カ 工事概要書（交付要綱様式第1号別紙2）

キ 経費見積書（交付要綱様式第1号の添付書類(1)）

総括表及び内訳書を作成すること。見積書（内訳書）の根拠となる資料（複数事業者の相見積、積算の根拠となる公的な単価資料等）も提出すること。

ク 契約予定内容に関する調査票

ケ 光ファイバケーブルの整備（使用）計画

高度化整備において、光ファイバの整備がなければ提出不要。

コ 伝送路機器集計表

屋外に設置する電柱、クロージャ、カプラ、スプリッタ等の数量について図面（線

路図又は光系統図)ごとに取りまとめたもの。

サ 局内機器集計表

局舎内に設置するラック、各種機器、配線ケーブル等の数量について局舎ごとに取りまとめたもの。

シ 「ウ 補助事業の概要」及び「カ 工事概要書」に係る添付図面

用地付近の見取図、光ファイバの敷設状況、各種機器の設置状況がわかる図面を提出し、各図面において交付対象部分を明示すること。

なお、高度化整備においては、光ファイバの整備を行わなければ提出不要となる図面がある。

ス 補助事業を連携主体が行う場合に必要な資料

セ 口座設置届出書

ソ その他参考資料

整備する伝送用専用線の一部又は全部について、電線共同溝又は共同溝によらず地下に埋設する場合については、交付要綱補足事項(12)③の条件に合致していることを証する資料を提出すること。

高度化整備（地方公共団体が所有する設備を民間電気通信事業者へ譲渡した上で高度化を図る場合）については、地方公共団体と民間電気通信事業者との間で交わした設備譲渡に係る契約書の写し等を提出すること。

高度化整備（民間電気通信事業者に譲渡することを前提に地方公共団体が高度化を図る場合）については、申請時、1者以上の民間電気通信事業者と民間移行について協議を実施した結果協議不調だった旨説明する書類を提出すること。

必要に応じ、補足説明資料（理由書等を含む）を添付のこと。

- ・他事業との費用按分整理ペーパー（単独事業等と一体的に実施している場合）
- ・〇〇〇を当該事業で整備する理由（総務省から審査の際に求めことがある）
- ・ソフトウェアの別紙2との対応表（交付対象とするソフトウェアがある場合）
- ・財産処分の承認を受けていることがわかる書類（高度化整備で公設設備が補助事業により整備したものである場合）
- ・譲渡が完了している又は譲渡に合意していることがわかる書類（高度化整備の場合）

(3) 経費見積書（別紙4）

- ① 見積書は総括表と内訳表の二つを作成すること。見積書の作成は、補助事業主体が自ら作成すること。
- ② 別紙4「見積書（記載例）」を参考に作成し提出すること。事業費算出の根拠となることから、正確な積算であるかどうか、必ず検算を行うこと。以下、審査すべき内容についてまとめたので確認すること。
- ③ 見積書に記載されている費目が、Ⅲ3の交付対象範囲・経費のいずれに合致しているか必ず確認すること。判断が難しい場合は必ず総務省へ確認すること。

(見積書作成の留意点)

- 1 経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。
- 2 経費の明細が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと（交付対象、交付対象外の費目が細かくなる場合には、別表でまとめること。）。「一式〇〇円」となっている場合はその内訳を備考欄又は別紙に記載し提出すること。
- 3 見積りが複数になる場合は経費の取りまとめ表を添付すること。
- 4 同一事業者が複数市町村を整備する場合、市町村毎の物品単価や工事単価に差がないか確認すること。単価が異なる場合は、それが適切と判断した資料を添付のこと。
- 5 機器の個別単価を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく乖離となっていないか確認すること。補助金の費用が著しく乖離している場合には必ずその理由を確認すること。積算根拠として備考欄に記載されている基準等がある場合は、当該資料を添付すること。

(確認方法の例)

- ・複数者の見積合わせ
- ・補助金と同時に実施される単独事業等の積算確認

- 6 購入機器と取付数量等の対応について確認すること。（詳細は別紙4 見積書を参照。）
- 7 工事費は、「単価×数量（人数、日数等）」で算出すること。また、工事費が材料費に対応しているか確認すること。歩掛は何の基準に基づいているかを確認すること。
- 8 他事業との費用按分について

他事業と一体的に整備する場合には、費用の按分計算とその結果を見積書の備考欄に記載すること。記載に当たっては、別紙4のとおり当該部分の総事業費、按分計算方法と補助金と他事業それぞれの事業費を記載すること。
なお、按分方法については、本マニュアルで定めのあるものについては、それに従って算出されているか確認すること。
- 9 局舎等施設について

新築の場合には、施設全体が補助対象となる単独建物と交付対象外との合築により整備される合築建物があり両方とも補助金で整備可能（合築建物の場合は、交付対象外部分との按分が必要）。局舎等施設の整備については、地域の情報化を推進する上で最低限必要な局舎等施設整備事業費が対象経費となる。
また、局舎等施設（各部屋等）の使用目的を明確にすること。
- 10 諸経費（共通費：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）を直接工事費等の率により算出している場合は、何の基準に基づいているかを確認すること。
また、率によらず必要な経費を積上げた場合は、それぞれの経費の内訳を提出させ確認すること。

11 撤去費については、既存建物を撤去しなければ、新施設の建設事業を実施することができないなど直接必要と認められるのかどうかを確認すること（交付対象とする撤去工事の範囲を図面等で確認すること）。

12 積算の根拠とした公的な根拠資料、公的基準、積算資料等は別途まとめて提出すること。

（参考）主な公的基準

- ・国土交通省土木工事標準積算基準
- ・国土交通省土木工事標準積算基準書（電気通信編）
- ・建設物価
- ・公共工事設計労務単価
- ・電気通信関係技術者等単価
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・設計業務委託等技術者単価

※ 第三セクター法人及び電気通信事業者が事業を実施する場合は、消費税は対象外となるので留意すること。

（4）契約予定内容に関する調査票（別紙5）

随意契約（プロポーザル方式及びコンペ方式も含む。）による場合には、その理由を明確に記載すること。

なお、補助対象経費の中に補助事業者（間接補助事業の場合、間接補助事業者）の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額から補助事業者の利益相当分を排除した上で実績報告する必要があるので留意すること。詳細はV（実績報告事務マニュアル）3を参照のこと。

（5）光ファイバケーブルの整備（使用）計画について

別紙1の考え方に入たがって作成すること。

（6）添付図面について

添付図面は、補助金の内容を把握できるものとする。具体的には、「用地付近の見取り図」、「光系統図（例：別紙6）」又は「線路図」、局内における機器の設置状況がわかる図面（「局内レイアウト図」、「ラック実装図」、「装置系統図」）で構成すること。

各図面には「図面名」、「凡例（記号、色等の説明書き）」等を必ず記載し、補助金の補助対象となる部分とそうでない部分を色分けすること。また、複数年度の工期がある事業の場合、申請年度の補助金で整備する部分がわかるようにすること。

各図面と「経費見積書」、「光ファイバケーブルの整備（使用）計画」、「伝送路機器集計表」及び「局内機器集計表」の間で記載内容の整合性がとれているか確認すること。

(添付図面の構成及び留意点)

1 用地付近の見取り図

地図上に新設光ファイバケーブルのルート、局舎の位置、整備対象地区名（町字名）を表示すること。

新設光ファイバケーブルに補助対象外部分がある場合は、色を分けて明示すること。

【用地付近の見取図（例）】



2 設計概要図

（1）線路図又は光系統図

① 線路図

- 地図上に「光ファイバケーブル整備（計画）表」記載の区間名を付した光ファイバルートを表示すること
- 公共施設、学校等に無線局を開設する場合は、その位置を示すこと
- 既存の光ファイバケーブルを活用する場合は該当部分が明記してあること

【線路図（例）】



② 光系統図（例：別紙6）

- ・光ファイバケーブルの敷設状況（増幅器、分配器、カプラ等）の配置等が把握できること
- ・系統図上で区間ごとの芯線数（使用芯線数/敷設芯線数）、距離がわかるようすること
- ・公共施設、学校等に無線局を開設する場合は、その位置を示すこと
- ・既存の光ファイバケーブルを活用する場合は該当部分が明記してあること
- ・F T T H アクセスサービスのための伝送用専用線設備を整備する場合、加入者に最も近接しているクロージャまで把握できるものとする

（2）局舎等施設の整備

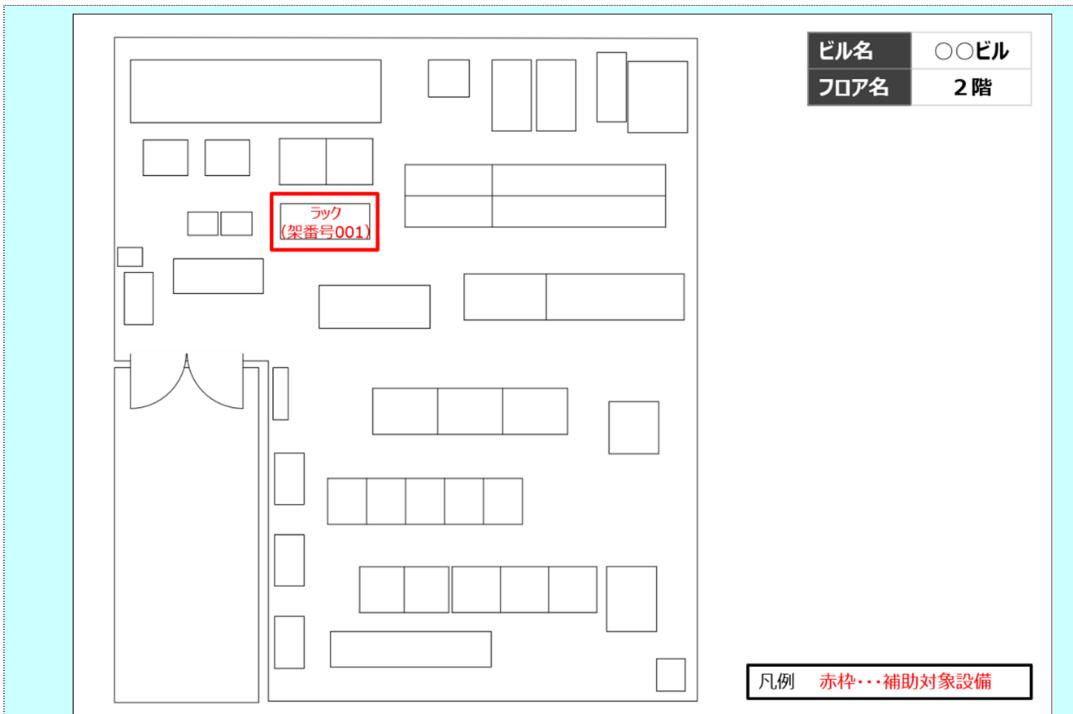
- ・他の事業との合築の場合、それがわかるよう表示すること。
- ・補助金とそれ以外の部分が分かるように色分けすること
- ・建物内のレイアウトを表示すること（室名も記載すること）

（3）局内における機器の設置状況がわかる図面

① 局内レイアウト図

- ・ラック、電源装置等の比較的大きい機器が局内のどこに設置されているかフロアマップベースで確認できるもの。

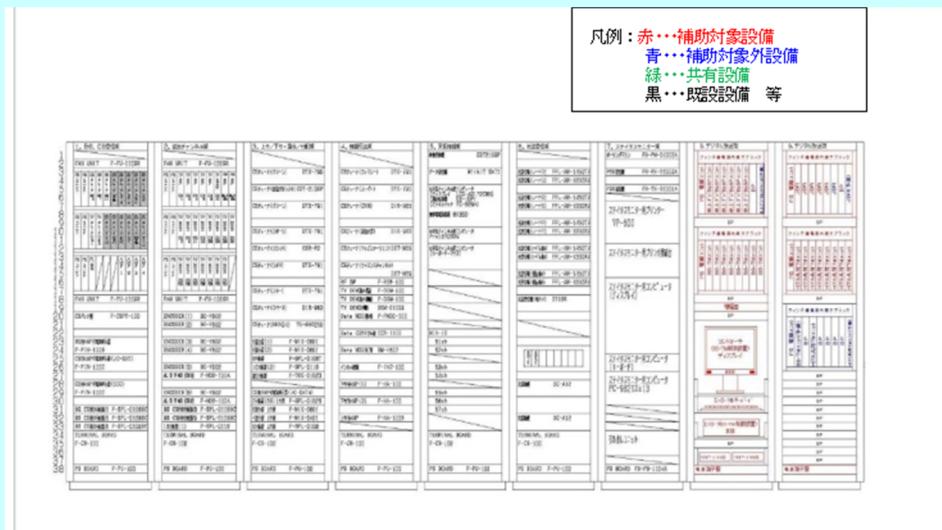
【局内レイアウト図（例）】



② ラック実装図

- ・ラック内に補助対象機器を設置する場合、その配置を確認できるもの。

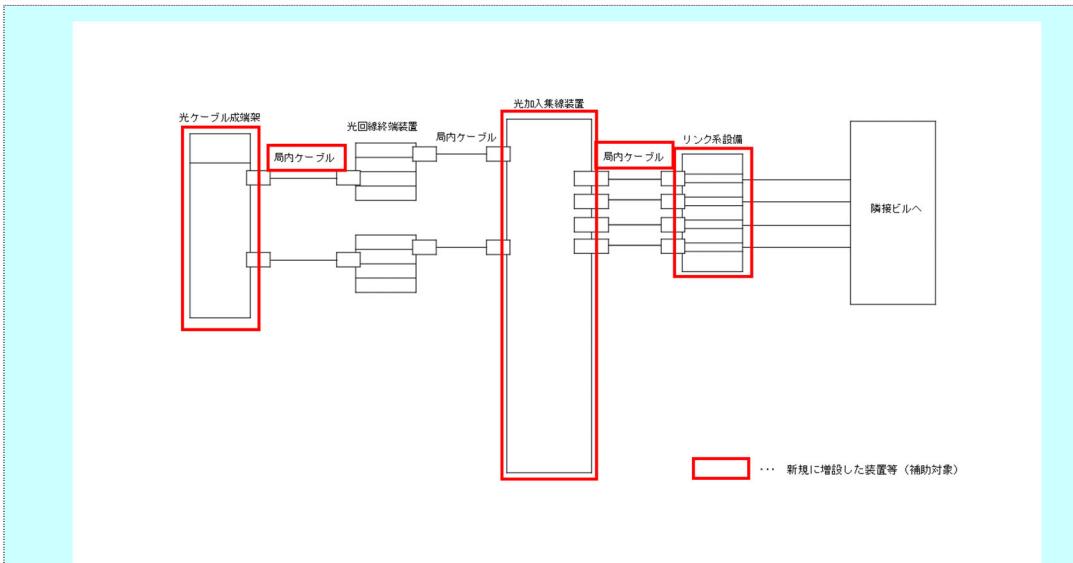
【ラック実装図（例）】



③ 装置系統図

- ・主に局内ケーブルの設置状況を確認するために系統図形式にしたもの。

【装置系統図（例）】



※実際の図面には経費見積書との整合性確認ができるよう各機器の名称を記載すること。

(4) 用地・道路の整備

購入する用地全体がわかる図面。図面には整備する局舎等施設等を記載し、その用地が必要最低限であることを示すようすること。

(5) その他必要な図面を添付すること（高度化整備については、高度化する光ファイバや設備等がわかるように示すこと）

(7) 採択基準について

申請の採択に当たっては、主に以下の基準により内容を審査のうえ、採択する。

- ① 申請内容が交付の対象となりうるか。
- ② 申請内容が事業の目的に合致しているか。
 - ア 既存のネットワークを活用するなど、効率的な事業内容となっているか。
 - イ 光ファイバ整備計画とバランスのとれた無線局開設計画となっているか（電波の有効利用に資する内容になっているか）
 - ウ 地域活性化や地域の課題解決に資する内容となっているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 高度化整備については、民間電気通信事業者が設備の高度化を行うことで、5G等の無線局が利用可能となるか。また、地域住民に対して持続的、安定的にブロードバンドサービスを提供できるようになっているか。

7 光ファイバ整備計画及び無線局開設計画書の作成について

- (1) 補助金を受けようとする都道府県、市町村、第三セクター法人、民間電気通信事業者又はそれらの連携主体は、(2)に掲げる事項を記載した光ファイバ整備計画及び無線局開設計画を作成し、申請書と併せて総務大臣へ提出しなければならない。

(2) 記載要領

1 光ファイバ整備計画の実施形態

(1) 実施主体名

光ファイバの整備主体を記載すること。なお、民設民営方式の場合において地方公共団体の負担が想定される場合は、連携主体として地方公共団体名も記載すること。

(2) 運営方式

I R U等を検討している場合については、事業者との協議状況がわかるように記載すること。

2 光ファイバ整備計画の対象地域

地域名は合併前の市町村、地区・字単位までを記載すること。条件不利地域該当状況については、Ⅲ 1 (1) 及び (3) を参照の上記載すること。

3 光ファイバ整備計画の期間

事業の開始日、完了日を記載すること。

4 光ファイバ整備において予定する財源の内訳

整備する事業費を総事業費、交付金額、民間事業者負担額、地方公共団体負担額及び補助裏ごとに記載すること。補助裏については種類、措置状況についても記載(必要に応じて欄を追加)すること。

5 無線局開設計画

(1) 無線局の開設概要

光ファイバを利用した無線局の開設について、開設理由及びその効果について具体的に記載すること。

(2) 開設予定時期

開設の開始予定日を記載すること。

(3) 無線局の設置者

無線局の設置者について記載すること。

(4) 無線局の設置箇所及び設置数

設置箇所と設置数について具体的に記載すること。

※整備された伝送用専用線設備について、活用状況を把握するため、「提供可能回線数」「利用見回線数」についても記載すること。

また、無線局の設置数については、その算定根拠も記載すること。

(5) 事業イメージ図

できるだけ簡略化したイメージ図を掲載すること。なお、詳細なイメージ図については、別添とすること。

6 無線局の運用による地域の活性化又は地域の課題解決に向けた取組

無線局の運用により期待される地域の活性化や地域が抱えている課題解決におけるどのように取り組んでいくかを具体的に記述すること。

7 整備計画の事後評価に関する事項

進捗状況の把握、事後評価（例、無線局開設整備の目標、整備により期待される効果等の評価の方法）などに関する事項について記載する。

（1）評価指標

光ファイバの整備によりもたらされる効果に関する指標等を具体的に記入すること。

（例）光ファイバを活用して、防災等行政情報提供サービスを行う場合はその活用の頻度、Wi-Fi を設置する場合は設置世帯数、農業 IoT を利用する場合は活用世帯数

（2）目標

本事業により達成される目標値、目標年度を指標ごとに記入すること。

（3）目標達成に向けた取組

目標達成のために実施する取組を記入すること。

（4）評価の方法

整備によりもたらされる効果等の評価の方法を記入すること。

◆事後評価の実施について◆

事後評価は、サービス提供開始から 2 年後の年度末時点について中間評価を行った後、中間評価から 1 年を経過した最初の 9 月末時点について再評価を行うこと。なお、それぞれ評価時点から起算して 2箇月以内に報告書を提出すること。（※天変地異その他やむを得ない事由により、事後評価の実施時期を遅らせる場合は総務本省より別途連絡することがある。）

なお、整備された伝送用専用線設備の活用状況により、当該伝送用専用線設備が十分に活用されるよう、交付要綱で定める総務大臣による助言のほか提案等を行うことがある。

（報告書提出までのイメージ）

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
例 1 ▲ R3.4.1 無線局運用開始	運用開始から 2 年 後の年度末	R6.3 末 中間評価	中間評価から 1 年を経過した 最初の 9 月末	▲ R7.9 末 再評価 →▲ R7.11 月中 報告書提出
例 2 ▲ R4.1.16 無線局運用開始	運用開始から 2 年 後の年度末	R6.3 末 中間評価	中間評価から 1 年を経過した 最初の 9 月末	▲ R7.9 末 再評価 →▲ R7.11 月中 報告書提出

8 高度化計画書の作成について

(1) 高度化整備のための補助金を受けようとする地方公共団体又は民間電気通信事業者は、(2)に掲げる事項を記載した高度化計画を作成し、申請書と併せて総務大臣へ提出しなければならない。

(2) 記載要領

1 高度化計画の実施主体等

(1) 実施主体名

設備の高度化を行う主体を記載すること。

(2) 実施主体に公設設備を譲渡した地方公共団体名

公設設備を譲渡した地方公共団体名を記載すること。

2 譲り受けた光ファイバ等の設備、地域

光ファイバ等エリアで展開されている設備については地域名を、場所が特定できるものは住所まで記載すること。

条件不利地域該当状況については、Ⅲ 1 (1) 及び (3) を参照の上記載すること。

3 高度化の概要、設備の高度化の内容、計画期間

高度化整備を行うことで譲り受けた設備がどうなるのか、高度化する設備及び高度化の内容、事業の開始日・完了日を記載すること。

4 高度化計画において予定する財源の内訳

高度化に係る事業費を総事業費、交付金額、民間事業者負担額、地方公共団体負担額及び補助裏ごとに記載すること。補助裏については種類、措置状況についても記載（必要に応じて欄を追加）すること。

5 無線局の開設について

(1) 無線局の開設概要

高度化した設備を利用した無線局の開設について、開設理由及びその効果について具体的に記載すること。

(2) 開設予定期

開設の開始予定期日を記載すること。

(3) 無線局の設置者

無線局の設置者について記載すること。

(4) 無線局の設置箇所及び設置数

設置箇所と設置数について具体的に記載すること。

※整備された伝送用専用線設備について、活用状況を把握するため、「提供可能回線数」「利用見回線数」についても記載すること。

また、無線局の設置数については、その算定根拠も記載すること。

(5) 事業イメージ図

できるだけ簡略化したイメージ図を掲載すること。なお、詳細なイメージ図に

については、別添とすること。

6 無線局の運用による地域の活性化又は地域の課題解決に向けた取組

無線局の運用により期待される地域の活性化や地域が抱えている課題解決に向け、どのように取り組んでいくかを具体的に記述すること。

7 高度化計画の事後評価に関する事項

進捗状況の把握、事後評価（例、無線局開設整備の目標、整備により期待される効果等の評価の方法）などに関する事項について記載する。

（1）評価指標

整備によりもたらされる効果に関する指標等を具体的に記入すること。

（例）高度化された設備を活用して、ローカル5Gを整備し、それを農業で利用する場合はその利用世帯数、工場で活用する場合はその工場数

（2）目標

本事業により達成される目標値、目標年度を指標ごとに記入すること。

（3）目標達成に向けた取組

目標達成のために実施する取組を記入すること。

（4）評価の方法

整備によりもたらされる効果等の評価の方法を記入すること。

◆事後評価の実施について◆

事後評価については、サービス提供開始から2年後の年度末時点について中間評価を行った後、中間評価から1年を経過した最初の9月末時点について再評価を行うこと。なお、それぞれ評価時点から起算して2箇月以内に報告書を提出すること。（※天変地異その他やむを得ない事由により、事後評価の実施時期を遅らせる場合は総務本省より別途連絡することがある。）

なお、整備された伝送用専用線設備の活用状況により、当該伝送用専用線設備が十分に活用されるよう、交付要綱で定める総務大臣による助言のほか提案等を行うことがある。

9 災害復旧事業について

（交付申請にあたっての留意点）

- 対象の自然災害については、激甚災害の指定がされたもののほか、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発第351号）第2及び第3の第1項に準じて取り扱うものとする。
- 補助を受ける対象者は地方公共団体もしくは第三セクター法人となる。
- 条件不利地域において、過去に総務省の所管事業により整備したものに限る。
- 電波利用料を活用した高度無線環境整備推進事業の中の事業であるため、無線局の開設が必要となる。

本事業においては、近年多発する自然災害等を踏まえて、災害復旧事業に対する補助が

可能となっている。

具体的には、激甚災害に指定された災害又は公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発第351号）第2及び第3の第1項に準じて総務省で本事業の対象と判断した災害により被害を受けた光ファイバ等について、過去に条件不利地域において総務省の所管事業により整備したものに限り、地方公共団体、第三セクター又は民間電気通信事業者が行う災害復旧事業に対して補助することとしている。

なお、本事業の交付申請等は通常の高度無線環境整備推進事業のプロセスと同様であるが、災害復旧事業に際して交付決定を受けるまで当該事業の実施を待つことになると、迅速な災害復旧が妨げられ、住民サービス等への支障が生じる場合があり得る。そのため、緊急を要する事業で、交付決定を待って実施することが必ずしも適当でないものについては、公益上真にやむを得ないと認められる場合に限り、予め総務省の承認を受けて工事を実施すること（いわゆる施越工事）が可能になる。

なお、本事業の対象になると見込まれる災害が発生した場合は、その都度、総務省から各総合通信局等に事務連絡等を発出する予定であり、それを確認後、施越工事の承認申請についてご相談いただきたい。

＜令和6年能登半島地震に係る復旧事業対応について＞

令和6年能登半島地震に係る復旧事業については、第三セクター法人が実施する場合は、整備する地区を管轄する市町村が補助対象経費に係る第三セクター法人の負担する費用（いわゆる補助裏部分）の4分の3に相当する額を負担することとし、交付申請時に「様式第1号別紙2「工事概要書」及び「光ファイバ整備計画及び無線局開設計画」」、実績報告時に「様式第15号の3（第13条第1項関係）実績報告書」に費用分担の詳細を記載すること。

（参考）公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発第351号）抜粋

第2 災害原因の調査については、被災施設の原形及び被災状況を調査するとともに、特に次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 降雨については、最大24時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況
- (2) 洪水については、洪水位、洪水流量、洪水継続時間、流送土砂量等
- (3) 融雪については、前各号に掲げるもののほか、積雪量、気温の変化、流水、なだれ等
- (4) 暴風については、風向、風速、気圧等及びこれらの時間的関係
- (5) 高潮又は波浪については、前号に掲げるもののほか、潮位、潮位偏差、波高等及びこれらの時間的関係
- (6) 地すべりについては、降雨量等、地すべりの地域及びその地質並びにすべり面の位置及び地盤の移動の状況
- (7) 地震については、震度、震源地等

第3 災害復旧事業の採択に際し、降雨、洪水、暴風、高潮、波浪、津波又は地すべりによる災害で次の各号の一に該当しないものは、原則として採択しないものとする。

- (1) 河川にあっては警戒水位（警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さをいう。）

の5割程度の水位)以上の出水により発生した災害。ただし、河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合における当該警戒水位未満の出水により発生した災害又は比較的長期間にわたる融雪出水等により発生した災害を含む。

- (2) 河川以外の公共土木施設にあっては最大24時間雨量80ミリメートル以上の降雨により発生した災害。ただし、最大24時間雨量80ミリメートル未満の降雨により発生した災害であっても、時間雨量等が特に大である場合を含む。
- (3) 最大風速15メートル以上の風により発生した災害
- (4) 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪(うねりを含む。)又は津波により発生した災害で被災の程度が比較的軽微と認められないもの
- (5) 地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害にあっては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが構成している場合における災害

IV 交付決定後について

1 契約について

補助事業の各種契約（委託契約・請負契約等）の締結日は、総務省の交付決定通知日以降であり、単年度契約でなければならない（交付決定日より前に締結された契約については、いわゆる事前着工であり、補助金の対象事業費とは認められない）。

契約形態については、地方自治法第234条、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条及び同条の2の規定により原則として一般競争入札、限定的に指名競争入札または随意契約とすることとなっている。

なお、随意契約とする場合にはその理由がやむを得ないものであるのかどうかを明確にすること。（「契約予定内容に関する調査票」に契約内容及び方法について記載すること。）

2 計画変更等について

（1）計画変更承認が必要な内容

以下①又は②に該当する計画変更を行う場合は、変更承認を受ける必要がある。

① 補助対象経費区分ごとに配分された金額のいずれか低い額の20%を超える流用増減がある場合。

② 事業内容を変更するとき（当初の交付決定の目的（申請書記載の補助事業の目的）を変更する、又は内容を大幅に変更するもの。）

申請に当たっては、交付要綱様式第4号による変更承認申請及び変更理由書ほか変更内容が把握できる書類（様式については申請書に倣うこと）を提出すること。

（2）軽微な変更

軽微な変更とは、当初の交付決定の目的・内容の変更を伴わない工事細部の変更をいう。軽微な変更に当たるかどうかの判断が困難な場合は以下に例示する資料を作成し、総務省に確認を取ること。また、実績報告の際にも同様の書類の添付を確認すること。

（総務省と協議せずに計画を変更し、実績報告時に変更が明らかとなった場合、当該変更分については補助対象外となる場合がある。）

① 変更理由書

② 申請書の内容のどこが変更になったか分かる資料（新旧対照表）

③ 見積書については申請時と変更後の相違表

④ 申請時と変更後の図面

なお、軽微な変更として認められる事例及び認められない事例については以下のとおり。

（認められる事例（目的の変更を伴わない場合に限る。））

・伝送路の小幅なルート変更

・機器の設置場所変更

・設置端末数の増減

（軽微な変更として認められない事例）

- ・無線局開設計画の変更（変更の内容によっては軽微な変更と認める場合もある）
- ・高度化計画の変更（変更の内容によっては軽微な変更と認める場合もある）

（3）事業の中止、廃止について

補助事業者等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないこともあるので、総務省に相談すること。

（4）事故報告について

補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、総務省に相談すること。なお、補助事業の完了日とは都道府県又は市町村が事業主体の場合は工事の検査が完了した日、第三セクター法人が事業主体の場合は工事の竣工日、間接補助事業者たる民間電気通信事業者が事業主体の場合は間接補助金が交付された日を指す。

（5）交付決定の取消しについて

補助事業者の責に帰すべき場合には補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条、帰すことのできない場合には同法第10条により取り消すことがある。

3 差金回収について

限られた予算でより多くの要望団体を採択するため、交付決定の際には、入札差金を回収する旨の条件を付すことがあるので留意のこと。

（1）入札差金の回収手続き（入札差金の調査・報告）

交付決定済の補助事業者に対しては、総務省が実施する「補助事業に係る契約状況の把握に関する調査」に併せて、必要に応じて当該時点における入札差金の調査を行うものとする。補助事業者は、総務省からの求めに応じて別紙により当該時点における入札差金の状況を報告することとする。

また、交付要綱第12条に基づき交付要綱様式第8号による入札差金の額の調査を行うものもあるので留意すること。

（2）採択案件の交付決定額の変更

① 交付決定額の変更

差金の回収に同意した補助事業者は総務省に対して交付決定額変更申出書の提出を行うこととし、総務省において交付決定額の変更通知を発する。

② 以降の手続きにおける留意点

交付決定額変更以降の手続き（例：実績報告）における申請額は全て変更後の額を用いること。

V 実績報告事務マニュアル

1 実績報告書の作成について

(1) はじめに

実績報告書（以下、報告書という。）は、補助事業が交付決定内容に適合的に遂行されているか確認するものであり、補助事業が申請のとおり確実に執行され、その事実に基づいて報告書が作成されているか、以下により厳重に確認すること。

(2) 実施確認

報告内容が事実であるかどうかの確認を、直接出向くなどして、できる限り補助事業を実施した事実を目視すること。

また、整備した機器は必ず「令和〇年度高度無線環境整備推進事業」と表示されているかどうか確認すること。

注1：表示は、適宜のラベルを機器に直接貼付したものとする。（幹線ケーブル等は表札等で適宜表示）

注2：実績報告した事実に基づいて、別途、総務省、会計検査院の実施検査等が行われる場合がある。その際、事実に反することが判明した場合、補助金の返還を求める場合があるので注意のこと。

(3) 提出書類

実績報告書は次の順に編さんすること。

① 実績報告書（交付要綱様式第15号の3）

② 支出総括表及び支出内訳書、支出総括表差異表

③ 業者からの請求書又は同領収書の写し

内訳がわかるものも添付すること。また、工事請負契約等に係る総括表を併せて提出すること。

④ 完成写真

⑤ 用地付近の見取り図、設計の概要図等

交付申請時提出資料シの実績報告版。交付決定時（変更承認を受けている場合は、変更承認後）から変更がある場合は、当該箇所がわかるようにすること。

⑥ 光ファイバケーブルの整備表

高度化整備においては、光ファイバ整備がなければ提出不要。

⑦ 伝送路機器集計表

⑧ 局内機器集計表

⑨ 当該無線局開設実施を証する書類

⑩ 口座設置届

交付決定時と変更がある場合のみ提出のこと。

（注1）報告書かがみの内容、事業の目的・概要、請求書（内訳）、添付図面等は内容を必ず一致させること。

(注2) 補助事業に関連、又は重複する国の事業がある場合は、その区分がわかる施設概要図に各々の事業の対象箇所がわかるように色分け等すること。また単独事業がある場合や既存設備を活用する場合も同様。

(4) 提出方法

事業主体は、補助事業が完了した日から1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに総務本省又は総合通信局等へ「(3) 提出書類」に掲げる書類を提出すること。(但し、できるだけ早期の提出に努めること。修正期間を考えると締め切り日の2週間前までに提出することが望ましい。締め切り日時点での提出書類の内容が不十分である場合は、補助金支給が滞る場合がある。)

(5) 報告書の審査

報告書の内容を次のポイントでチェックすること。

- ① 申請時の目的・内容と相違がないか（交付申請書の目的・内容どおりに補助事業が完了しているか。）。
- ② 事業の内容等に変更がある場合、必要な手続きが行われており、変更承認の内容のとおり事業が完了しているか（あらかじめ承認を得ていない変更は認められないため、当該変更部分は交付対象外となる。）。
- ③ 請求書（領収書）の内容は適正か。

請求書（領収書）の審査について

1 はじめに

交付要綱及び交付規程では、「施設整備工事代金等の請求書の写し又は同領収書の写し」となっている。先に提出されている申請書に添付した見積書の明細と比較し、実績が交付申請の目的・内容と相違無いものかどうかを必ず確認すること。確認にあたっては、Ⅲ 6 の交付申請書の作成と確認のポイントを参照のこと。

2 請求書（領収書）の内容について

(1) 留意事項（以下「請求書」には、「領収書」の内容を含む。）

- ア 請求書は、実際に工事を請け負い、代金の支払いを請求する業者が作成したものとすること。
イ 請求書は、請求額を記載した「請求書かがみ」と積算根拠の詳細がわかる「請求内訳」を提出すること。内訳については、補助事業と他事業の費用按分等がわかる内訳書と交付申請時の見積りと請求書の内容の差異が分かるものとする。
- ウ 請求内訳は実績額の算出根拠として正確な積算を行ったものを添付すること。

(2) 審査すべき内容

基本的には交付申請時にならって審査する。但し、以下の項目については、特に注意すること。

- ア 交付申請（変更承認があった場合は、変更承認申請）の内容と相違がな

いか。軽微な変更については、事前に総務省に確認をとった事項も含め、支出総括表差異表に理由を記載すること。

イ 積算内容が適正か。

- ① 縦計、横計を入れて積算に誤りはないか検査すること。
→機器類の金額（単価）が異常に高くなっていないか。
→管理費等の諸経費の割合が異常に高くなれないか。
→〇〇一式△△円となっている場合、その内訳を確認。

ウ 記載内容に誤りはないか。

- ① 項目別経費一覧

請求書の金額を要綱上の経費の項目別経費の表に分類して記載する。

- ② 請求書かがみ

- ・事業者名（代表者名も必要）
- ・日付（請求日は事業者が市町村へ実績報告を提出する日以前となってること。）
- ・工事名（「令和〇年度（当初）高度無線環境整備推進事業」の表記があること。）

- ③ 請求内訳

- ・経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。（見出し番号を付記し、数字の流れをわかりやすくすることが望ましい。）
- ・機器等の単価が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。

エ 交付対象とならない経費が含まれていないか確認すること。

オ その他

- ① 明細の付属資料として機器の仕様書は不要。
- ② 工事契約関係の書類の提出を交付要綱で義務付けていないが、それらの書類を提出してもらい、交付決定後に契約が行われているか確認すること。

④ 添付図面は事実を的確に示しているか。

⑤ 写真は図面と機器が一致するか。

添付写真について

1 作成の考え方

整備した機器の事実を確認できるものとする。補助対象の範囲がどれかわかるよう赤枠で囲む等、明示すること。黒板等と一緒に撮影されている場合は、表示している日付も確認すること。

ただし、材料検収用写真、作業前、作業中の写真は不要とする。

なお、補助事業すべての機器の写真を提出する必要はないが、事業主体は可能な限り現地確認を行い、補助事業の実施状況を確認し、内容の把握に努めること。

2 写真作成の注意点

（1）写真の種類

デジタル写真によるカラー撮影とする。(写真是経年変色しない用紙で提出すること。)

(2) 編さん方法

写真是、機器名、機器番号、設置場所等の説明を各写真の見出しに入れること。なお、補助事業により整備した設備と補助対象以外の設備等が同一写真内に写っている場合は、整備した設備がわかるように赤枠で囲む等、明示すること。

(3) 添付図面との符号

撮影した機器の位置を添付図面の見取り図で確認できるようにするため、添付図面に機器番号あるいは撮影番号を表示し、写真の見出しにも入れて対応させること。

3 撮影方法

(1) 屋内に設置されている機器の場合

基本的には、機器の設置が分かるように撮影すること。施設フロア全景→個々の機器の設置全景及び個々の機器の拡大写真、のように段階を経て撮影すること。

(2) 屋外に設置されている機器・ケーブルの場合

すべての機器について写真を撮る必要はない。新設又はエリア拡大の場合、FTTHにおいては最長すべての幹線及び分配線に接続されている機器・ケーブル等のみで構わない。

① 単価50万円以上の機器

地面から空中に架けられている全景+機器の拡大写真

② 単価50万円未満の機器

地面から空中に架けられている全景を撮影し、該当機器に印を付けること。

③ ケーブル本体

アンプ等機器と兼ねて撮影されれば良いが、途中の機器がない場合は、ケーブル分岐等のポイントになる部分のケーブル（電柱部分）を撮影すること。

(3) 局舎等施設・用地等について

局舎等施設については、工事終了後、その外観と各室の写真とする。用地等の取得があった場合は、工事終了後の写真とし、用地が適度な広さであることを確認すること。

(6) 当該無線局開設実施を証する書類について

① 考え方

交付決定時に提出いただいた無線局開設計画に基づいて提出すること。なお、無線局開設計画の内容に変更がある場合にはあらかじめ、確認や承認を得る必要があるので留意すること。

② 構成

- ・開設された無線局の種別
- ・開設された時期（実績報告時に無線局がまだ開設されていない場合は開設予定期

を記載。)

- ・開設された場所（住所まで記載。なお、無線局が家庭用 Wi-Fi であり、場所が多岐にわたる場合には記載不要。）

③ 留意事項

無線局開設計画及び本資料にて事後評価の参考資料とするので、記載漏れがないよう留意すること。

（7）実績報告書提出後の事務手続き

実績報告書提出後、内容を審査した上で、「令和〇年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書」（交付要綱様式第16号）が送付され、これを受け、事業主体は速やかに総務省へ「令和〇年度無線システム普及支援事業費等補助金精算（概算）払請求書」（交付要綱様式第17号）を提出すること。

2 経理等について

（1）補助金の支払い

総務省から「令和〇年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書」（要綱様式第16号）により補助金額が通知される。これを受け事業主体では、要綱第15条第2項に定める「令和〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金精算（概算）払請求書」（様式第17号）を、総合通信局を通じて提出のこと。

総務省では、提出された書類確認後、申請時に提出された「口座設置届」の口座に補助金を振り込む。

（2）消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

事業主体又はその連携主体において、補助金事業完了後において、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに要綱第17条の規定により「令和〇年度消費税額の確定に伴う報告書」（様式第18号）を総務省に提出しなければならない。総務省ではこの報告書を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めるることとする。特別会計で運営するなど課税対象の事業主体は報告書の提出が必要となるので注意のこと。

（3）補助事業の経理

経理は明確に区分し収支の状況を会計帳簿により明らかにし、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

（4）補助事業で整備した物品の管理

取得財産等管理台帳を作成し、管理すること。

また、各物品には、必ず「令和〇年度高度無線環境整備推進事業」等の表示（適宜のラベルを機器に直接貼付）を行い、追って実施される検査等で整備した物品の所在を速

やかに目視・確認できるようにすること。

(5) 補助事業により取得した財産の処分

補助金にて整備した施設・設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ総務省の許可を得ること。

※ 間接補助事業者たる民間電気通信事業者においては、「令和〇年度無線システム普及支援事業費等補助事業(年度終了)実績報告書」(交付規程指定様式)及びその他1(3)に記載されている提出書類を揃え、一般社団法人等へ提出すること。なお、間接補助金が交付されることをもって事業完了となることにあたり、修正や支払等の諸手続に時間を要することが見込まれることから、できるだけ早期の提出を行うこと

3 補助事業における利益排除について

(1) 利益排除の対象となる調達先

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者（間接補助事業の場合、間接補助事業者）の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。

そこで、補助事業者が以下の者から調達を行う場合、最低価格落札方式（定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式）による一般競争入札により選定を行った場合で、かつ、以下の者以外の者からも応札があった場合を除き、利益を排除した上で実績額を報告すること。

- ① 補助事業者（自社調達を行なう場合）
- ② 補助事業者の100%出資の子会社、孫会社等（以下、「100%子会社等」と言う。）又は親会社
- ③ 協議会等の構成員及びその100%子会社等又は親会社

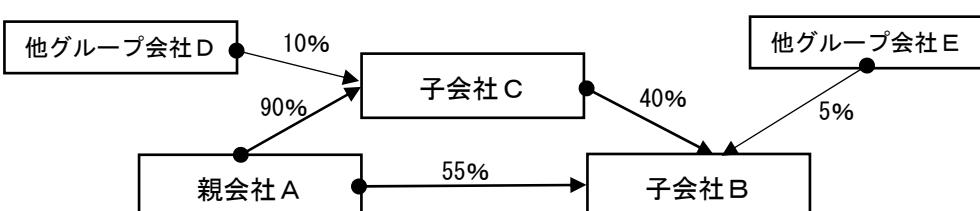
【参考：100%出資の考え方】

(1) 利益等排除の対象となる出資関係の例

親会社が子会社に直接100%出資していない場合でも、別に出資する子会社を通じて実質的に100%出資している場合には、利益等排除の対象とする。



(2) 利益等排除の対象とならない出資関係の例



(2) 利益排除の方法

利益排除の方法については、以下に掲げるいずれかの方法によること。なお、方法については①を原則とするが、①に扱り難い場合は②、②に扱り難い場合は③の方法によるものとする。

- ① 製造原価を証明する方法
- ② 子会社等との間で利益率または手数料率等が取り決められている場合、その率等を用いる方法
- ③ 直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における経常利益率（経常利益 ÷ 売上高。小数点第2位以下を切り上げた数値（X.X%）とする。）を用いる方法。ただし、決算上赤字等（決算書上の利益が赤字若しくは0の場合を言う。）の場合は、利益排除の必要はない。

VI ケーススタディ

Case 1

現状	要望
単独自治体、第三セクター法人又は電気通信事業者からの申請 既存メディアのサービス（ADSL）が辺地を除く全エリアで提供済み 辺地に指定されている地域がある	全エリアに光ファイバを整備する
≪回答≫申請内容	
全エリアの光ファイバの整備を交付対象として計上可能。	

Case 2

現状	要望
単独自治体、第三セクター法人又は電気通信事業者からの申請 既存の通信サービス（光ファイバ網の敷設）が辺地を除く全エリアで提供済み 辺地に指定されている地域がある	全エリアに光ファイバを整備する
≪回答≫申請内容	
光ファイバの整備は、未設の辺地における通信用途のみの回線・機器について交付対象として計上可能。 また、既存と別の事業者が整備する場合、辺地と一体化して整備するのであれば、交付対象として計上可能。	

Case 3

現状	要望
単独自治体の申請 既存の通信サービス（光ファイバ網の敷設）が一部地域で提供済み 過去に地域イントラネット基盤整備事業で公共ネットワークを整備済み（自治体による整備） 過疎地に指定されている	過去に整備した地域イントラのネットワークを利用して全エリアに光ファイバを整備する
≪回答≫申請内容	
過去に整備した地域イントラを活用し、既に光ファイバによる通信サービスが提供されている一部地域を除く全エリアを交付対象として計上可能。 なお、地域イントラの空き芯線が十分でないエリアは、光ファイバの追加整備を交付対象として計上可能。	

C a s e 4

現状	要望
単独自治体、第三セクター法人又は電気通信事業者からの申請 既存の通信サービス（光ファイバ網の敷設）が一部地域で提供済み 全体が過疎地に指定されている	整備しようとしているエリアが広く総事業費もかなり高いので複数年に分けて全市に光ファイバを整備したい
≪回答≫申請内容	
<p>整備対象エリアとしては既存の通信サービス（光ファイバ網の敷設）が提供されている一部地域を除く全エリアを交付対象として計上可能。</p> <p>また、既存と別の事業者が整備する場合、全エリアを交付対象として計上可能。</p> <p>本補助金は複数年の整備が不可となっており、2年目以降の整備については、別途申請が必要（2年目以降のエリアについての採択保証は無い）。</p>	

C a s e 5

現状	要望
1市2町（A市B、C町）による合併をした新自治体での申請 既存のサービス（ADSL）がA市の一部地域で提供済み B町は過疎地に指定されている	新市が運用主体となり住民にインターネット接続サービスを提供する 全エリアに光ファイバを整備する 総事業費が約10億円以上
≪回答≫申請内容	
<p>整備対象エリアとしては、全エリアの光ファイバの整備を交付対象として計上可能。</p> <p>要望年度の予算状況にもよるが、本補助金で申請する事業費を一定額に仕分けを行い、残りを他の整備事業・単独事業で整備する等調整が必要。</p> <p>もしくは、複数年度での整備を行うことも想定されるが、その際には補助整備対象地域には条件不利地域（過疎地）が含まれている必要がある。また、次年度以降に補助が採択される保証はない。</p> <p>新市として通信事業者の登録が必要。住民への費用負担の範囲、初年度整備分と追加整備分の回収方法、料金設定、住民からの申込みの受付、通信事業者への発注手順、保守など運用全般の計画に関する検討状況を確認する必要がある。</p>	

C a s e 6

現状	要望
単独自治体（離島地域を含む）の申請 自治体内に光ファイバ基盤は整備されていない 離島以外は条件不利地域に指定されていない	離島以外の地域も離島と一体的に光ファイバを整備する

«回答»申請内容

離島と一体的に整備する場合は、本土側も交付対象とすることが可能。ただし、補助率は、離島の島内整備及び当該地域への接続に係る事業にあって地方公共団体が整備する場合は交付対象経費の5分の4、第三セクター法人又は電気通信事業者が整備する場合は交付対象経費の4分の3（ただし、海底ケーブルの敷設を伴う離島地域を整備する場合にあっては、5分の4）とし、一体として整備する本土側の地域にあっては、地方公共団体が整備する場合は、財政力指数が0.5未満の場合は交付対象経費の2分の1、0.5以上の場合は交付対象経費の3分の1、第三セクター法人又は電気通信事業者が整備する場合は交付対象経費の3分の1とする。

C a s e 7

現状	要望
電気通信事業者（自治体の連携）の申請 整備地域内に該当地域の自治体が整備したHFCが 整備されている（幹線部分は光ファイバ）	HFCを撤去し、各戸にWi-Fiを整備 するための光ファイバを整備する
地域全域が条件不利地域に指定されている	
«回答»申請内容	
電気通信事業者の整備にあたり、幹線部分の光ファイバの流用が不可であれば、全域の整備について計上可能。なお、整備にあたり支障がある場合にはHFCの撤去費用も計上可能。	

VII Q & A

- 問 1 事業費の限度額はあるか。
- 問 2 整備期間は複数年度にまたがってよいか。
- 問 3 第三セクター法人とは何か。
- 問 4 総事業費には、消費税を見込んでも良いのか。
- 問 5 携帯電話用無線局の専用線としてのみ光ファイバが整備されている地域は補助金の交付対象地域となるか。
- 問 6 当該事業の実績報告前に工事が完了した地域から順次サービスを開始することは可能か。
- 問 7 サーバ・ルータ等を市町村のセンター施設内に置くのではなく保守契約をした事業者の施設に置くことは可能か（サーバ等は整備事業者に所有権があるものとする）。
- 問 8 「撤去費」はどういうものが交付対象となるのか。
- 問 9 補助金で整備する施設・設備について、費用の一部を受益者に負担させることは可能か。
- 問 10 予備の機器は交付対象となるのか。
- 問 11 単独事業や他国庫補助事業等との共用部分の費用按分の考え方はどうなっているのか。
- 問 12 光ファイバ等敷設に係る他事業との費用の按分の方法はどうするのか。
- 問 13 補助事業と併せて把握すべき「一体施工工事（交付対象外部分）」の範囲は何か。
- 問 14 他事業との費用按分は積算が複雑になってしまうので、按分以外の簡易な方法はないのか。
- 問 15 ONU等各家庭に設置される端末は交付の対象となるか。
- 問 16 引込線は交付対象として認められるか。
- 問 17 別紙1「光ファイバケーブルの整備（使用）計画について」における既製品を使用した結果余剰が生じる場合等には「交付対象芯数」とカウント可能とは具体的にどういうことか。
- 問 18 IRU契約により、「補助事業を実施する地方公共団体以外の電気通信事業者」にサービス提供を行わせる場合、契約先はいつ頃決定すればよいか。
- 問 19 補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、どのような手続きが必要か。
- 問 20 一芯の光ファイバで、波長を変えて通信・放送を流す場合には按分を行う必要があるか。
- 問 21 地方公共団体が整備を行う場合及び民設民営一部負担金方式により地方公共団体が整備費用の一部を負担して通信事業者が整備を行う場合、どのような地方財政措置が活用出来るのか。
- 問 22 過去に光ファイバを整備してから一定年数が経過し、更新の時期を迎えているが、この更新について補助の対象となるのか。
- 問 23 光ファイバ未整備地域への整備にあたり、幹線のうち、既に光ファイバが引かれている部分についても、光ファイバを増設する必要がある。この増設分については、補助の対象となるのか。
- 問 24 無線局を設置するにあたり、各家庭におけるWi-Fi整備を検討しているが、その際に

は各家庭から同意書をいただくことが必要か。

問25 無線局の開設に対し光ファイバの整備の基準はあるか。

問26 本事業において、海底光ファイバの整備は可能か。

問27 携帯電話等の不感地域の解消を目的とする無線局用の光ファイバ整備と合わせて、その他の無線局用の光ファイバ整備を同時に使う場合、高度無線環境整備推進事業と携帯電話等エリア整備事業を併用することは可能か。

問28 高度化整備の前提として設備の民間譲渡を行う場合、財産処分の考え方はどうなるのか。

問29 高度化整備を行うにあたって、故障した機器を改修して高度化することは対象となるのか。

問30 災害復旧整備の事業申請を行うにあたって留意すべき点はあるか。

問31 5G特定基地局開設計画の対象となっている基地局整備のための光ファイバ整備は本補助事業の対象となるか。

問32 高度化整備について、譲渡先である「民間電気通信事業者」に第三セクター法人は含まれるか。

問33 高度化整備について、地方公共団体が提供しているブロードバンドサービスに用いている伝送路設備の一部を譲渡する場合であっても補助対象となるのか。

問 1 事業費の限度額はあるか。

(答)

限度額は設定されていない。但し、補助金予算の状況により、補助要望の申請の段階で、事業計画の内容等を勘案して必要があれば査定を行うこととなる。

問 2 整備期間は複数年度にまたがってよいか。

(答)

整備期間が複数年度にわたることは差し支えない。ただし、本事業については、複数年度事業分を併せて国庫債務負担行為を行うのではなく単年度毎に予算措置を講ずるため、整備期間が複数年度にわたる場合、補助金の交付申請の手続きについても年度毎に行う必要がある。但し、翌年以降、補助金予算の状況により、必ず翌年度も採択されるという保証はない。

更問 1 整備期間が複数年度にわたる場合に、初年度に設計及び用地の取得のみを行うことは差し支えないか

(答)

本事業は施設整備にかかる補助金であり、設計及び用地の取得のみに係る交付はできない。初年度において施設整備に係る工事に着工するとともに当該年度内に事業が完了していることが必要。

更問 2 事業費が大規模になるため、単独事業と併せて行いたいが、その際の方策は何か。

(答)

ある程度の大規模事業であれば、以下の三つの方策が考えられる。

- (1) 事業をいくつかのエリアにわけて実施する方法
- (2) 全域を一体整備で行い、交付額の範囲に合うように按分を行う方法
- (3) エリア分けしたものを、工期分けし複数年度で実施する方法（但し、翌年以降、補助金予算の状況により、必ず翌年度も採択されるという保証はない。）

問 3 第三セクター法人とは何か。

(答)

地方公共団体からの出資を受けている民間事業者を指す。

また、第三セクター法人が補助事業者となる場合は、原則として、補助事業の目的となる地域を含む市町村の出資を受けている必要がある。

問 4 総事業費には、消費税を見込んでも良いのか。

(答)

事業主体が地方公共団体の場合は対象として見込んで差し支えない。

問5 携帯電話用無線局の専用線としてのみ光ファイバが整備されている地域は補助金の交付対象地域となるか。

(答)

交付対象地域である。無線局の開設に必要となる光ファイバが携帯電話用の無線局の専用線のみである場合などであっても、無線局の開設に必要な整備であれば、本補助金の交付対象地域となる。

問6 当該事業の実績報告前に工事が完了した地域から順次サービスを開始することは可能か。

(答)

交付要綱では特段制限は設けていないので可能である。但し、サービス開始にあたっての地元住民等との調整や電気通信事業法等の業務開始上の手続き等には留意すること。

問7 サーバ・ルータ等を事業主体が所有するセンター施設内に置くのではなく、保守契約をした事業者の施設に置くことは可能か（サーバ等は事業主体に所有権があるものとする）。

また、事業整備エリア以外に設備等を設置することは可能か？

(答)

認められる。（当該機器については、補助事業で取得したものとわかるようにし、市町村が交付の目的どおりに事業に供されているか、責任を持って管理・確認することが必要。）

問8 「撤去費」はどういうものが交付対象となるのか。

(答)

1 撤去費については、既存建物を撤去しなければ、施設の新增築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合、補助金の対象とする。跡地利用計画がなく更地にする場合等、新施設の建設事業と一体として実施するものでない解体工事については補助金の対象とならない。

（例1）ケーブル関係：新たに敷設するケーブルと既設ケーブルが同一ルート上にある場合における既設ケーブルの撤去費用

※ 撤去する既設ケーブルについては、登録・届出の別や共聴施設等を問わない。

※ 撤去するケーブルと新規敷設のケーブルが、同一ルート上に無い場合については、交付対象外とする。

（例2）局舎施設等の改修関係：交付対象事業で改修する部屋等における既存の壁・床等の撤去費用

（例3）（例1）、（例2）により発生する廃材・産業廃棄物等の処分費

2 以下の費用については、施設・設備の改修費用に該当するため、撤去費用ではなく、通常の工事費とする。

- (例1) 広帯域化等に伴うアンプの交換費用等
- (例2) 既設ラッシング、ハンガー等を一度取り外し、新たにケーブルを追加し再度一束化を行う場合の工事費用等
- (例3) アスファルトの掘削・埋め戻し費用等
- (例4) 電柱改修費用等

更問1 撤去する施設の所有者と補助事業の事業主体が異なる場合であっても、当該施設の撤去費は認められるのか。

(答)

原則認められない。例えば、電柱共架の場合、契約解除時のケーブル等の撤去は敷設者の責任においてなされることが一般的であり、撤去費については敷設者が負担すべきものである。敷設者が負担すべき撤去費を補助金で負担することは、本来負担しなくとも良い費用を負担していることになり、補助金の対象事業として認めることには疑義が残る。また、自営柱に添架されている場合についても、施設の所有者の負担において撤去すべきものであると考えられるので同様である。

したがって、撤去費が認められるのは、自前の施設・設備を撤去する場合である。

更問2 撤去費は「既存建物を撤去しなければ、施設の新增築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合」について認めるとあるが、例えばケーブルを張り替える際、事前に施設を撤去すると加入者がこの間放送や通信サービスが受けられないなど不利益を被るため、新しいケーブルを敷設後、不要となったケーブルを撤去する場合について認められないか。

(答)

認められる。ただし、通信サービスが停止するなど利用者に著しく不利益が生じる場合に限る。

問9 補助金で整備する施設・設備について、費用の一部を受益者に負担させることは可能か。

(答)

補助裏に対する都道府県等の上乗せ交付同様、当補助金では原則認められるものと判断される。ただし、当然のことながら、例えば設置費用の全額を受益者に負担させ、なおかつ補助金をもらうことはできない。交付対象経費の範囲は、受益者負担が事業費の補助裏の額（＝事業費 $1 - \text{補助率}$ ($1/3$ 、 $1/2$ 又は $2/3$)）を超過する場合、事業費から当該受益者負担額を減額した額とする。

【例】

事業費 90,000 円 (補助率 1 / 3)

(事例 1) 認められる

補助金（1／3）	事業者負担（1／3）	受益者負担（1／3）
30,000 円	30,000 円	30,000 円

(事例2) 認められない

補助金（1／3） 30,000 円	← 補助裏 → 60,000 円
←	受益者負担 (90,000 円)

※（事例2）の場合、受益者が事業費と同額の90,000円を負担しているため、補助金を30,000円交付した場合、整備事業者に90,000円と30,000円の合計額120,000円の収入が生じ¹、事業費90,000円を超えるため、補助金の交付対象外となる。

(事例3) 認められる

補助金	補助裏	交付対象外経費
15,000 円	30,000 円	45,000 円

← 受益者負担 (75,000 円) →

※（事例3）の場合、事業費に補助率1／3を乗じた場合、30,000円となり、受益者負担額が負担している75,000円と合算した場合、105,000円となり、事業費を超過する。したがって、交付対象費用は、補助金を15,000円とした場合、その3倍の45,000円までが、補助金の対象経費となる。

¹ 最終的には、「 $120,000\text{円}(\text{合計額}) - 90,000\text{円}(\text{事業費}) = 30,000\text{円}$ 」が事業者の収入となる。

問 10 予備の機器は交付対象となるのか。

(答)

災害等による断線や停波などに対応するために必要性が認められる場合で、緊急時に自動的に切り替えられる仕組み（所謂ホットスタンバイ）となっている場合は交付対象となる。但し、基本設備以外に余分（補完的）に用意する機器及び施設故障対応用に保管しておく予備基板等は事業完了後翌年度以内に供用されない設備なので原則交付対象外である。

更問 ループ化又は2ルート化する場合の非常用のケーブルは交付対象となるのか。

(答)

対象となる。なぜならば、ループ化されたネットワークは非常用の機能を併せ持っているものであり、また、ネットワークの信頼性確保に必要だからである。（ループ化、2ルート化する場合においては、現用に障害が発生した場合、自動的に切り替えることが可能な信頼性の高いものを整備すること。）

問 11 単独事業や他国庫補助事業等との共用部分の費用按分の考え方はどうなっているのか？

(答)

事業主体が実施しようとしている事業の遂行に必要最小限であると認められるものは、施設・設備全体を補助金の交付対象とすることができますが、目的を異にする事業²と共に用する施設・設備については、比例按分（例：面積按分等）の合理的な方法で按分すること。

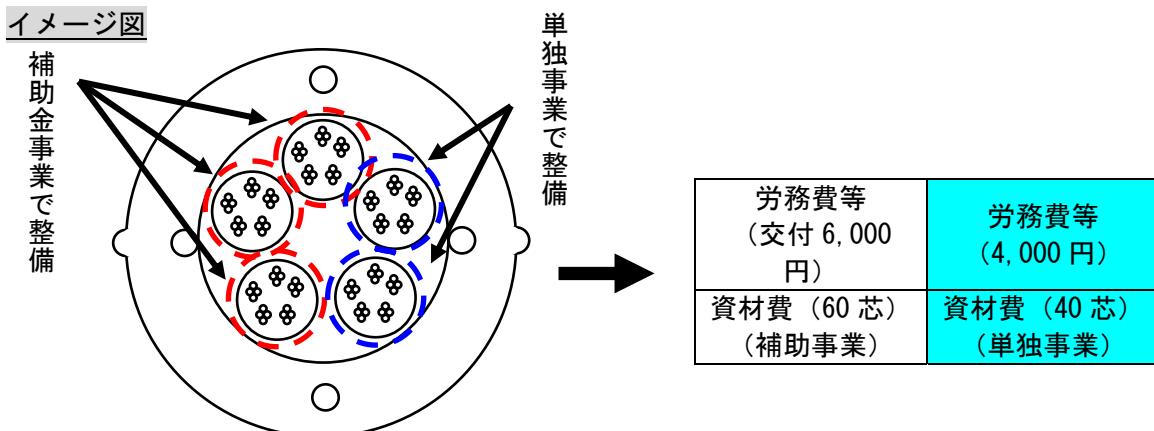
※ 他事業との共有部分が多く、按分計算が複雑になる場合は、経理上の区分の明確化の観点から、共有部分全体を補助金の交付対象から外すことが望ましい。

² 例えば、ラックであれば、役所内部の電算用のPCを配置したり、局舎施設であれば、図書館を併設したり、社員食堂を整備したりするなど、本事業の目的と相違する場合。

問12 光ファイバ等敷設に係る他事業との費用の按分の方法はどうするのか。

(答)

資材費（光ケーブル）、雑材料、労務費、諸経費等について、芯数比により按分することとする。例えば、100芯のケーブルを敷設するとして、補助事業で敷設するものが60芯、単独事業で敷設するものが40芯であった場合、資材費（光ケーブル）の芯数比でそれぞれの費用を按分することとする。なお、数量や部材単価が個々に示せない工事費（諸経費等）や雑材料費については、補助事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の距離換算した合計値の比率（芯線全体の按分比率）により交付対象経費を算出する。



【光ファイバの部材費の按分方法】

光ファイバの部材費については、区間毎に補助事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の比率から按分距離に換算し、光ファイバの単価（/m）を乗じて交付対象経費を算出する。

$$\text{交付対象経費} = \frac{\text{補助事業利用芯線数}}{\text{補助事業利用芯線数} + \text{他事業の利用芯線数}} \times \text{距離} \times \text{光ファイバ単価}$$

【A区間】	【B区間】
補助事業利用芯線数：40芯	補助事業利用芯線数：8芯
他事業の利用芯線数：32芯	他事業の利用芯線数：4芯
光ファイバ単価：800円	光ファイバ単価：400円

$$\bullet \text{A区間交付対象経費} = \frac{40 \text{芯}}{40 \text{芯} + 32 \text{芯}} \times 100\text{m} \times 800 \text{円} = 44,444 \text{円}$$

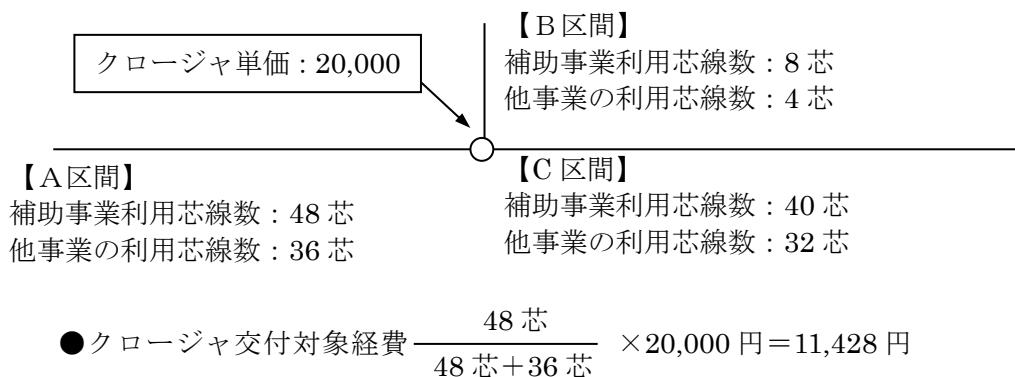
$$\bullet \text{B区間交付対象経費} = \frac{8 \text{芯}}{8 \text{芯} + 4 \text{芯}} \times 300\text{m} \times 400 \text{円} = 80,000 \text{円}$$

※規格統一等により結果的余剰芯が発生した場合も、当該余剰芯は共用部分とし、上記按分比率により算出する。

【光ファイバ以外の部材費の按分方法】

光ファイバ以外の部材費（例えばクロージャ）については、補助事業の利用芯線数と他事業の利用芯線数により部材単価を按分し、交付対象経費を算出する。

$$\text{交付対象経費} = \frac{\text{補助事業利用芯線数}}{\text{補助事業利用芯線数} + \text{他事業の利用芯線数}} \times \text{部材単価 } (/m)$$



※規格統一等により結果的余剰芯が発生した場合も、当該余剰芯は共用部分とし、上記按分比率により算出する。

【工事費（共通経費も含む）の按分方法】

光ファイバの敷設工事など、区間毎に補助事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の比率が異なり、それぞれの区間の工事費を明確に示せない場合は、光ファイバの敷設工事等の全体経費を、補助事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の距離換算した合計値の比率（芯線全体の按分比率）で按分し、交付対象経費を算出する。

$$\text{按分比率} = \frac{\text{補助事業利用芯線の距離換算値}}{\text{補助事業利用芯線の距離換算値} + \text{他事業の利用芯線の距離換算値}}$$

$$\text{交付対象経費} = \text{光ファイバの敷設工事費等} \times \text{按分比率}$$



$$\underline{\text{光ファイバ敷設工事費合計：1,000,000円}}$$

$$\bullet \text{補助事業距離換算値} = \frac{40 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} + \frac{8 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} = 255.6\text{m}$$

$$\bullet \text{他の事業距離換算値} = \frac{32 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} + \frac{4 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} = 144.4\text{m}$$

$$\bullet \text{按分比率} = \frac{255.6\text{m}}{255.6\text{m} + 144.4\text{m}} = 0.639$$

$$\bullet \text{交付対象経費} = 1,000,000 \text{ 円} \times 0.639 = 639,000 \text{ 円}$$

問13 補助事業と併せて把握すべき「一体施工工事（交付対象外部分）」の範囲は何か。

(答)

一体施工工事の定義として「交付対象工事と関連性のある工事をいい、原則として、交付事業の施工業者と同一の業者が同一時期に同一場所で施工する工事をいう」である。

更問 出精値引きの取扱いについて

(答)

値引きについて一体施工工事のみ優遇した場合、補助事業の負担が過度に多くなるため、値引きについても按分すること。実績報告の際には、請求総括表又は内訳書に出精値引きを項立て計上すること。

- ① 支出項目毎（契約単位）で値引きされている場合は、その項目に占める補助事業交付対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。
- ② 事業全体の経費から値引きされている場合は、全体事業費に占める補助事業交付対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。

問 14 他事業との費用按分は積算が複雑になってしまうので、按分以外の簡易な方法はないのか。

(答)

他事業との費用按分が必要となる事例としては、一つの施設や設備を他事業と一体的に整備する場合である。しかし、施設や設備の整備を物理的、面的に区分けすることで按分以外の方法もあるが、隨時総務省へ相談願いたい。

問 15 ONU等、各家庭に設置される端末は交付の対象となるか。

(答)

本補助金事業においては、各家庭に設置される端末は交付対象とはならない。

問 16 引込線は交付対象として認められるか。

(答)

本補助金事業においては、引込線の整備は交付対象とはならない。

問 17 別紙1「光ファイバケーブルの整備（使用）計画について」における既製品を使用した結果余剰が生じる場合等には「交付対象芯数」とカウント可能とは具体的にどういうことか。

(答)

具体的には以下のとおり。

（例1）必要芯数は90芯必要だが、90芯のケーブルを特注で購入するとコストがかかるため、既製品100芯のケーブルを購入する場合。この場合は、90芯と10芯で費用按分する必要はなく、100芯全てを交付対象とする。

（例2）2箇所のノードに1Tずつ接続するとき（必要芯数は2芯）、既製品のケーブルが

1 T 4 芯の形式であるため、2 T 用意しなくてはならない場合。

問 18 I R U 契約により、「補助事業を実施する地方公共団体以外の電気通信事業者」にサービス提供を行わせる場合、契約先はいつ頃決定すればよいか。

(答)

交付決定前までに、契約先の事業者が決定していることが望ましい。

問 19 補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、どのような手続きが必要か。

(答)

- ① 事前に事故報告が必要であり、早めに報告・相談を行うこと。
- ② 繰越は、整備主体の責に帰さない不可抗力の理由等がなければ原則不可。
- ③ 繰越を行うことになる場合でも、年度終了時に年度終了実績報告書の提出が必要。
- ④ 事故報告に記載した工事完了予定日に間に合わない場合は、再度事故報告が必要。

問 20 一芯の光ファイバで、波長を変えて通信・放送を流す場合には按分を行う必要があるか。

(答)

一芯の光ファイバの場合は、通信・放送が物理的に不可分であるため、基本的に按分を行う必要はない（一芯の光ファイバを通信のみのために整備する場合と比べ、整備額が高額となる場合を除く）。

なお、局舎等において放送波を流すことに特化した機器を整備・設置する場合には、当該機器は補助対象外となる。

更問 1 テープでの整備が一番安価な場合において、テープ内の1芯で通信波、1芯で放送波を流す場合、放送分は補助対象となるか。

(答)

補助対象となる。本事業の目的は通信を行うために光ファイバを整備することにあり、1 テープでの整備が一番安価であったとしても、そこに放送波をしようすることは事業の目的外の整備となるため、補助の対象外となる。こうした整備を行う場合には按分の必要がある。

問 21 地方公共団体が整備を行う場合及び民設民営方式により地方公共団体が整備費用の一部を負担して通信事業者が整備を行う場合、どのような地方財政措置が活用出来るのか。

(答)

地方公共団体が整備を行う場合においては、過疎債、辺地債、合併特例債又は地域活性化事業債が補助裏に充当可能であり、民設民営方式における地方公共団体の負担金には過疎債、辺地債等が充当可能である。

なお、令和2年度からは、民設民営方式における地方公共団体の負担部分（新設の補助対象部分）に特別交付税措置が、また、公設及び民設の地方負担部分に地方創生応援税制に係る寄附を充当することが可能となる見込みである。

また、過疎債においては、光ファイバ等の整備に関する事業を「光ファイバ等整備特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等予定額を確保されることとなった。

問22 過去に光ファイバを整備してから一定年数が経過し、更新の時期を迎えているが、この更新について補助の対象となるのか。

(答)

公設の設備について、民間電気通信事業者に譲渡した上で、その設備を5G対応等の高度化を図る場合または民間電気通信事業者に譲渡することを前提に地方公共団体が高度化を図る場合であれば、認められる。

なお、上記のいずれの場合にも該当せずに、地方公共団体が主体となって更新を行うことは本事業の対象とはならないが、その際には過疎債、辺地債又は地域活性化事業債を活用することが可能となっている。

問23 光ファイバ未整備地域への整備にあたり、幹線のうち、既に光ファイバが引かれている部分についても、光ファイバを増設する必要がある。この増設分については、補助の対象となるのか。

(答)

補助の対象となる。ただし、光ファイバ未整備地域への整備を行う上で必要最低限の増設とすること。

更問 無線局を設置することを条件として幹線を現行のHFC方式（光ファイバ+同軸ケーブル）からFTTH方式（光ファイバ）へ変更したい。この場合、同軸ケーブルの張り替えは当然補助の対象だが、既設光ファイバの張り替えは補助の対象となるのか。

また、光ファイバの容量が不足した場合、光ファイバ増設分は補助の対象となるか。

(答)

既設光ファイバの張替えであっても、その方が補助事業遂行上の優位性が認められる場合は、補助の対象となる。

また、補助目的を達成するにあたり、光ファイバを増設する必要がある場合は補助の対象となる。ただし、増設分は必要最小限とし、かつ、無線局利用に資する必要。

問24 無線局を設置するにあたり、各家庭におけるWi-Fi整備を検討しているが、その際には各家庭から同意書をいただくことが必要か。

(答)

各家庭からの同意書の提出は不要。無線局開設計画において、自治体等で把握しているWi-Fi設置の見込み数を記入いただき、それに応じた光ファイバの整備を行っていただく。

また、整備後も Wi-Fi の設置が行われるよう適宜、事業者もしくは自治体において対応を行っていく必要がある。

問 25 無線局の開設に対し光ファイバの整備の基準はあるか。

(答)

開設予定の無線局を使用するにあたり必要最低限の整備のみ対象となる。基本的には 1 局の無線局に対し、現用芯 1 芯に必要最低限の保守芯を加えたものが光ファイバの整備の基準となる。また、今後整備が見込まれる無線局に対しあらかじめ、光ファイバの整備を行うことは可能であるが、無線局開設計画において、詳細な計画をたてておくこと。

問 26 本事業において、海底光ファイバの整備は可能か。

(答)

海底光ファイバの整備も対象となる。その際の補助率については離島の整備に基づくものとなる。

問 27 携帯電話等の不感地域の解消を目的とする無線局用の光ファイバ整備と合わせて、他の無線局用の光ファイバ整備を同時に実行する場合、高度無線環境整備推進事業と携帯電話等エリア整備事業を併用することは可能か。

(答)

可能である。携帯電話等エリア整備事業と高度無線環境整備推進事業を併用する場合には、不感地域解消のための無線局用の芯数と他の無線局用の芯数比等により合理的に費用を按分することとする。

問 28 高度化整備の前提として設備の民間譲渡を行う場合、財産処分の考え方はどうなるのか。

(答)

地方公共団体が単独で整備した光ファイバ等設備を民間に譲渡する場合には、地方公共団体における考え方に基づいて譲渡を行って差し支えない。一方、総務省等公的機関からの補助により整備をした設備については、その公的機関の財産処分の考え方に基づいて適切に処分する必要がある。(例えば、過去の総務省の補助金により整備した設備の移譲の場合、10 年を経過していない設備を譲渡する場合には、国庫への返納等が必要になる可能性がある。)

問 29 高度化整備を行うにあたって、故障した機器を改修して高度化することは対象となるのか。

(答)

現在のブロードバンドサービスの提供に必要な機器であり、現に、当該サービスの提供のために使用されている(いた)機器に限る。なお、高度化を伴わない単純な機器の更新は認

められない。

問30 災害復旧整備の事業申請を行うにあたって留意すべき点はあるか。

(答)

施越工事の承認を得た場合も、原則として承認後に契約を締結した工事等が補助の対象となり、承認前に着工した場合は補助対象とならない。特に、公設民営方式で運用されている場合、設備を貸与されている民間事業者が、自ら所有する設備の復旧工事と同じタイミングで復旧工事を行う可能性があるが、仮に当該工事の着工が施越工事の承認前である場合、当該工事は補助の対象外となるため留意すること。

また、承認がなされた場合でも、写真その他の証拠書類等によって被災の状況及び工事のしゅん工並びに工事費の精算等が補助金の交付決定時までに確認できないものは補助対象とならないことがある。

早期の災害復旧に向け、施越工事の承認は申請後迅速に処理する。災害が発生し、設備の復旧工事を行うにあたって補助を考えているのであれば、速やかに管轄の総合通信局等に相談すること。

問31 5G特定基地局開設計画の対象となっている基地局整備のための光ファイバ整備は本補助事業の対象となるか。

(答)

平成31年4月10日に総務省が認定した第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画（以下、「開設計画」という。）の対象となっている5G特定基地局整備のための光ファイバ整備は、本事業の補助対象外である。

なお、開設計画の上積み整備として実施する5G特定基地局の整備に係る光ファイバの整備については補助対象であるが、申請に当たっては、当該5G特定基地局が開設計画の上積み整備分（開設計画外）であることについての確約書の提出を求めることする。

問32 高度化整備について、譲渡先である「民間電気通信事業者」に第三セクター法人は含まれるか。

(答)

第三セクター法人も含まれる。ただし、本事業は通信事業の民間移行を後押しすることが趣旨であることを踏まえ、極端に自治体に経営を依存している、又は債務超過に陥っており黒字化の見込がたっていない第三セクター法人への譲渡は採択されない場合がある。

問33 高度化整備について、地方公共団体が提供しているブロードバンドサービスに用いている伝送路設備の一部を譲渡する場合であっても補助対象となるのか。

(答)

補助対象となる。例えば、離島地域にブロードバンドサービスを提供しており、島内の伝送路設備を民間電気通信事業者に譲渡し、島内に接続するための海底ケーブルは引き続き地方公共団体が保有する場合や、海峡横断ケーブルを引き続き地方公共団体が保有する場合等は対象となる。

ただし、光ファイバがすでに整備済みの地域においても、その基盤の維持・更新等の役割を担う地方公共団体に大きな財政的負担等が生じていることから、地方公共団体が所有する光ファイバ等の設備を民間電気通信事業者に譲渡し、当該事業者が5G等に対応するために高度化整備を行う場合または民間電気通信事業者に譲渡することを前提に地方公共団体が高度化を図る場合を支援することとしているため、伝送路を譲渡しない高度化整備は、原則、補助対象とならない。

Ⅷ 問い合わせ先・申請書類の提出窓口

1 問い合わせ先

総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課

電話 03-5253-5866

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室

電話 03-5253-5808

2 書類・電子データの提出先及び担当窓口の一覧（総合通信局及び事務所）

■北海道

北海道総合通信局 情報通信部 情報通信振興課、放送課

住所：〒060-8795 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎

(情報通信振興課)

電話：011-709-2311 (内線 4714)

e-mail : chiiki-s@soumu.go.jp

(放送課)

電話：011-709-2311 (内線 4675)

e-mail : houso2-hokkaido@ml.soumu.go.jp

■青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

放送部 有線放送課

住所：〒 980-8795 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎

(情報通信振興課)

電話：022-221-0711

e-mail : seibi-toh@ml.soumu.go.jp

(有線放送課)

電話：022-221-0706

e-mail : yuho-toh@ml.soumu.go.jp

■茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

関東総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

放送部 有線放送課

住所：〒102-8795 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 23 階

(情報通信振興課)

電話：03-6238-1694

e-mail : kanto-suisin@soumu.go.jp

(有線放送課)

電話：03-6238-1722

e-mail : kanto-yusenhuso@ml.soumu.go.jp

■新潟県、長野県

信越総合通信局 情報通信部 情報通信振興課、放送課

住所：〒380-8795 長野県長野市旭町 1108 長野第1合同庁舎

(情報通信振興課)

電話：026-234-9974

e-mail : shinetsu-chiikishinko@soumu.go.jp

(放送課)

電話：026-234-9930

e-mail : shinetsu-yusenhuso@ml.soumu.go.jp

■富山県、石川県、福井県

北陸総合通信局 情報通信部 情報通信振興課、放送課

住所：〒920-8795 石川県金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎 6 階

(情報通信振興課)

電話：076-233-4431

e-mail : hokuriku-shinkou@soumu.go.jp

(放送課)

電話：076-233-4493

e-mail : hokuriku-hoso@ml.soumu.go.jp

■岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

東海総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

放送部 有線放送課

住所：〒461-8795 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第三号館

(情報通信振興課)

電話：052-971-9404

e-mail : tokai-shinko@soumu.go.jp

(有線放送課)

電話：052-971-9136

e-mail : tokai-yuho@soumu.go.jp

■滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

近畿総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

放送部 有線放送課

住所：〒540-8795 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 4 階

(情報通信振興課)

電話 : 06-6942-8521

e-mail : ict-kinki@ml.soumu.go.jp

(有線放送課)

電話 : 06-6942-8571 (京都府・大阪府・奈良県) 第一有線放送担当

06-6942-8572 (滋賀県・兵庫県・和歌山県) 第二有線放送担当

e-mail:kinki-yuho@ml.soumu.go.jp(有線放送課共通)

■鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

中国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

放送部 有線放送課

住所 : 〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36

(情報通信振興課)

電話 : 082-222-3325

e-mail : chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp

(有線放送課)

電話 : 082-222-3389

e-mail:chugoku-yuho@ml.soumu.go.jp

■徳島県、香川県、愛媛県、高知県

四国総合通信局 情報通信部 電気通信事業課、放送課

住所 : 〒790-8795 愛媛県松山市味酒町 2-14-4

(電気通信事業課)

電話 : 089-936-5041

e-mail : shikoku-shien@soumu.go.jp

(放送課)

電話 : 089-936-5039

e-mail : shikoku-yuuhou@ml.soumu.go.jp

■福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

九州総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

放送部 有線放送課

住所 : 〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1

(情報通信振興課)

電話 : 096-326-7827

e-mail : h-shinkou@soumu.go.jp

(有線放送課)

電話 : 096-326-7877

e-mail : h-yuho@ml.soumu.go.jp

■沖縄県

沖縄総合通信事務所 情報通信課

住所：〒900-8795 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3号館 4階

(情報通信振興担当)

電話：098-865-2304

e-mail : okinawa-sinko@ml.soumu.go.jp

(放送担当)

電話：098-865-2307

e-mail : okinawa-hoso@ml.soumu.go.jp

【付録】交付要綱様式記載例

様式第1号（第6条第1項関係）

番号
年月日

総務大臣 ○○ ○○ ※ 殿

※申請時現在の総務大臣名を記入

市町村長

○○ ○○

令和〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

令和〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

〇〇県〇〇郡〇〇町が行う………の取組を推進するための無線局を設置するため、必要となる伝送用専用線設備を整備する。これにより、……の効果を見込む。

2 交付を受けようとする補助金の額 金 ○○, ○〇〇千円

3 補助事業の概要

別紙1 第16（伝送用専用線設備整備事業、伝送用専用線設備等復旧事業及び有線共聴施設復旧事業の場合）

4 添付資料

- (1) 対策事業に要する経費の見積書
- (2) 別紙2 工事概要書
- (3) 光ファイバ整備計画及び無線局開設計画
- (4) 交付要綱補足事項(12)③の条件に合致していることを証する資料（地中化を伴う場合のみ提出）

※地中化を伴い整備する際の補助率の適用を受けようとする場合で、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第2条第3項の電線共同溝又は共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項の共同溝によらず地下に埋設する場合

別紙1
第16

補助事業の概要

都道府県名、市町村名 、第三セクター法人名 代表者氏名	○○町(○○県) 町長 ○○ ○○
施設の設置場所	1 局舎 ○○町○△1-2(○○町役場) 2 伝送用専用線 ○○町○△、×○、□△ ※要綱別表第2に掲げる内容を記載。
着工予定日	交付決定後速やかに着工予定
完了予定日	令和○○年○月○○日 ※工事完了検査を行い、適正と確認を行う予定の時期を記載すること。

事業の目的 事業の概要	○○県○○郡○○町が行う………の取組を推進するための無線局を設置するため、必要となる伝送用専用線設備を整備する。これにより、……の効果を見込む。
----------------	--

(千円)			
国庫補助金申請額（事業費×補助率）		事 業 費	
経費区分	施設・設備費	○○, ○○○	○○, ○○○
	用地取得費・道路費		
	合 計	○○, ○○○	○○, ○○○

※補助率が異なる地域の整備を同時に申請する場合（例：離島整備と本土整備を同時に申請する場合）、経費区分が同じでも補助率ごとに国庫補助金申請額と事業費を分けて記載すること。

備考

別紙2

工事概要書

〇〇町

〇〇町長 〇〇 〇〇

1 設置場所

局舎

〇〇県 〇〇郡 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番地
(都道府) (市) (村)

伝送用専用線設備

〇〇町〇△、×〇、□△

※要綱別表2に掲げる内容を記載。

2 建設用地

(1) 敷地面積

〇〇〇. 〇m²

(2) 海抜高

〇〇〇m

(3) 敷地の所有関係

購入

市有地 借地料〇〇, 〇〇〇円、借地期間〇年間

借地

既所有

(4) 用地周辺の状況

平地

取付道路の必要 無

(5) 開発規制の状況

〇〇〇

開発規制指定解除の必要 無

3 施設の内容

(1) 建物の構造等

〇〇〇〇造 〇階建

(2) 建築面積

〇〇〇. 〇m²

(3) 延べ床面積

〇〇〇. 〇m²

(4) 鉄塔の構造等

〇〇〇〇型 高さ (地上高) 〇〇m

(5) ケーブルの長さ

〇〇〇m

(6) 中継増幅装置の数

〇台

4 実施計画

(1) 着手 (予定) 年月日

交付決定後速やかに着手予定

(2) 用地取得 (予定) 年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

(3) 着工 (予定) 年月日

交付決定後速やかに着工予定

(4) 完了 (予定) 年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

5 利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始（予定）年月日

6 資金計画

(千円)

収入		支出	
財源内訳		経費区分	(事業費)
補助金	交付（予定）額 ○○, ○○○	施設・設備費	○○, ○○○
対策事業を行う者の負担額	予 算 額	用地取得費・道路費	○○, ○○○
借入金			
自己資金	○○, ○○○		
その他（　）	○○, ○○○		
小計	○○, ○○○		
合計	○○, ○○○	合計	○○, ○○○

7 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）

高度無線環境整備推進事業における光ファイバ整備計画及び無線局開設計画

1 光ファイバ整備計画の実施形態

実施主体名	※連携主体にあっては、全ての事業主体を記載すること。 ※民設民営方式の場合において地方公共団体の負担が想定される場合は、連携主体として地方公共団体名も記載すること。
運営方式	※「民設民営方式」、「公設公営方式」、「公設民営方式」又は「第三セクター法人による整備」のいずれかを記載すること。 ※指定管理者制度による公設公営方式、又は I R U 契約による公設民営方式の場合はその旨記載すること。

2 光ファイバ整備計画の対象地域

対象地域名	※町字（大字）単位で記載すること。（対象地域が市町村全域の場合はこの限りではない。）
対象地域の条件不利地域該当状況	※条件不利地域（令和3年度補正予算分については、条件不利地域、財政力指数要件、人口密度要件のいずれか）ごとに該当する整備対象地域を記載すること。 ※財政力指数及び人口密度要件の場合は数値も記載すること。 ※複数の条件不利地域に該当する場合はすべて記載すること。 【記載例】 過疎地（旧○○町全域） 辺地（大字△△、□□地区）

3 光ファイバ整備計画の期間

開始日	交付決定後速やかに
完了日	※補助事業の完了予定日を記載すること。

4 光ファイバ整備において予定する財源の内訳

(単位：千円)

	金額
総事業費	○○, ○○○
補助金額	○○, ○○○
民間事業者負担	○○, ○○○
自治体負担	○○, ○○○

地方財政措置 (起債名等を記載)	○○, ○○○
その他	○○, ○○○

(注) 行が不足する場合は適宜追加すること。

5 無線局開設計画

・事業イメージ図

※簡略に掲載すること。

6 無線局の運用による地域の活性化又は地域の課題解決に向けた取組

【記載例】

広大な農業地域の管理を行うための無線局を設置することで・・・、地域の活性化に寄与する。

また、これまで高速大容量通信サービスを利用できなかった地域の各世帯に光ファイバを用いたWi-Fi無線局を開設することにより・・・、地域課題の解決に資する。

7 無線局開設計画の事後評価に関する事項

評価指標	※本事業によりもたらされる効果に関する指標を具体的に記載すること。 【記載例】 ① 無線局を利用した農地管理活用世帯数 ② Wi-Fi無線局の設置数
目標	※目標年度、目標値を指標ごとに記載すること。 【記載例】 ① 無線局を利用した農地管理活用世帯数 目標年度：令和〇〇年度 目標値：〇〇世帯 ② Wi-Fi無線局の設置数 目標年度：令和〇〇年度 目標値：〇〇箇所
目標達成に向けた取組	【記載例】 ①・・・ ②住民向けインターネット教室の開催等の加入促進のための取組を実施
評価の方法	【記載例】 サービス提供開始の日から2年後の年度末時点について、当該年度

	の翌年度の5月末までに中間評価を行い、中間評価から1年を経過した最初の9月末時点に再評価を行う。各評価結果を総務省に対し報告するとともに加入世帯数はインターネットを通じて公表する。
--	--

8 その他必要な事項

【記載例】

普及促進のため、初年度に限り加入料・工事費無料のキャンペーンを実施。

高度化計画

1 高度化計画の実施形態（□公設のままの高度化）

実施主体名（注1）	
実施主体に公設設備を譲渡した地方公共団体名（注2、注3）	

(注1) 公設のままの高度化を実施する場合は、地方公共団体名を記載すること。

(注2) 譲り受けできる設備がなかった場合は、民間移行を行う地方公共団体名を記載すること。

(注3) 公設のままの高度化を実施する場合は、譲渡を予定している民間電気通信事業者名を記載すること。

2 譲り受けた光ファイバ等の設備、地域（注4、注5）

設備名	※交付要綱別表第1に掲げられている鉄塔、局舎、外構施設、受電設備、送受信機、伝送用専用線、ケーブル、中継増幅装置、電源設備、監視装置、制御装置、測定器、その他のうち該当するものを記載すること。（その他の場合は具体的な設備名を記載。）
地域名	※譲り受けた設備の所在地を記載すること。（伝送用専用線のように面的に設置されている設備については該当する地域名を町字（大字）単位で記載。住所が特定できる場合は住所を記載。） 【記載例】 伝送用専用線：大字〇〇、△△地区 局舎：〇〇市□□町1丁目2番
条件不利地域該当状況	※条件不利地域ごとに該当する譲り受けた設備の所在地域を記載すること。 ※財政力指数及び人口密度要件の場合は数値も記載すること。 ※複数の条件不利地域に該当する場合はすべて記載すること。 【記載例】 過疎地（□□町全域） 辺地（大字〇〇、△△地区）

(注4) 譲り受けできる設備がなかった場合は、民設整備する設備について記載すること。

(注5) 公設のままの高度化を実施する場合は、譲り渡す設備名、譲り渡す設備の所在地及

びを記載すること。

3 高度化の概要、設備の高度化内容、計画期間

・高度化の概要

【記載例】

- ・地域住民が利用するインターネットサービスの回線速度が、これまでの下り△△M b p s から□□G b p s に上昇する。
- ・回線容量を増加させることにより、ローカル5G基地局の設置が可能となる。

・設備名及び高度化整備の内容

設備名	高度化整備の内容
伝送用専用線	※高度化する設備ごとに記載すること。
局舎	

※ 行が不足する場合は適宜追加すること。

・高度化計画の期間

開始日	交付決定後速やかに
完了日	※補助事業の完了予定日を記載すること。
譲渡予定日（注6）	

（注6）公設のままの高度化を実施する場合は、民間電気通信事業者へ譲渡する予定期などを記載すること。

4 高度化整備において予定する財源の内訳

（単位：千円）

	金額
総事業費	○○, ○○○
補助金額	○○, ○○○
民間事業者負担	○○, ○○○
自治体負担	○○, ○○○
地方財政措置 (起債名等を記載)	○○, ○○○
その他	○○, ○○○

※ 行が不足する場合は適宜追加すること。

5 無線局の開設について

6 無線局の運用による地域の活性化又は地域の課題解決に向けた取組

【記載例】
5Gの無線局を設置することで、町内のカバーエリア内にて超高速通信による〇〇が見込まれる。これにより地域の活性化を図ることができる。

7 高度化計画の事後評価に関する事項

評価指標	<p>※本事業によりもたらされる効果に関する指標等を具体的に記入。</p> <p>【記載例】</p> <p>①ローカル5Gのカバーエリア内の農場における活用世帯数 ②ローカル5Gを活用した工場数</p>
目標	<p>※目標年度、目標値を指標ごとに記入。</p> <p>【記載例】</p> <p>①ローカル5Gのカバーエリア内の活用世帯数 目標年度：令和〇年度 目標値：〇〇世帯 ②ローカル5Gを活用した工場数 目標年度：令和〇年度 目標値：〇箇所</p>
目標達成に向けた取組	<p>【記載例】</p> <p>①ローカル5Gのカバーエリア内により多くの農場を入れられるよう、無線局の設置場所について調整を行う。 ②ローカル5Gの活用を促すために企業向けの説明会を開催する。</p>
評価の方法	<p>【記載例】</p> <p>サービス提供開始の日から2年後の年度末時点について、当該年度の翌年度の5月末までに中間評価を行い、中間評価から1年を経過した最初の9月末時点に再評価を行う。各評価結果を総務省に対し報告するとともに加入世帯数はインターネットを通じて公表する。</p>

8 その他必要な事項

<p>※譲り受けできる設備がなかった場合は、その旨記載するとともに、高度化計画の添付資料として以下の書類（様式任意）を提出する旨記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュールがわかる資料（既存公設設備の廃棄から今回整備する設備によるサービス開始の間に、サービス空白期間がないことが確認できる資料） ・加入契約の切り替えに係る自治体の取り組みに関する説明資料

様式第3号（第8条第2項関係）

番 号

年 月 日

総務大臣 ○○ ○○ 殿

市町村長

○○ ○○

令和〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請取下げ届出書

令和〇〇年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）令和〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、同補助金〇〇, 〇〇〇千円の交付申請（令和〇〇年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理由
〇〇しなければならない。	左記条件に従うことで、事業実施に困難が伴うため。

様式第4号（第10条第1項関係）

番年月
号日

総務大臣 ○○ ○○ 殿

市町村長

○○ ○○

令和〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助事業の変更承認申請書

令和〇〇年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）令和〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助事業の一部を変更する必要があるので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

(千円)

変更事項		変更前	変更後
内容	・事業費の額の変更 ・事業内容の変更 のいずれか、もしくは両方 を記載してください。 ※交付要綱第10条（1） 及び（2）を参照	伝送用専用線設備（光ファイバ）の整備（整備対象地域○〇町○△、×〇、□△）	伝送用専用線設備（光ファイバ）の整備（整備対象地域○〇町○△、×〇、□△、△△）
経費の配分	施設・設備費	○〇, ○〇〇	○〇, ○〇〇
	用地取得費・道路費	○〇, ○〇〇	○〇, ○〇〇
	賃借費		
	物品費		
	労務費		
	業務委託費		
	諸経費		
	運用経費		
	合計	○〇, ○〇〇	○〇, ○〇〇

2 変更を必要とする理由

○〇町における、町内の光ファイバの未整備地域は、○△、×〇、□△、△△、×△の5地域である。このうち、△△、×△については民間事業者によるサービス提供を予定していたが、△△地域について、民間事業者による採算性の再検討の結果令和〇〇年〇月〇〇日にサービス提供に関する計画を白紙に戻すということとなり、△△地域については今後のサービスが見込まれない状況となった。そのため、本事業で当初から整備予定の

○△、×○、□△に加え△△についても併せて整備することにより、町内の情報格差を是正するものである。

3 変更が補助事業に及ぼす影響

当初計画を変更するに当たって、光ファイバのルート変更を含めたネットワーク等を再設計した結果、施設・設備の額が下がったことにより、交付決定額内で実施することが可能となった。従って、当該事業の実施に支障はないものである。

4 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要（添付書類 様式第1号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

5 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 ○○, ○○○ 千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

補助事業の概要

都道府県名、市町村名 、第三セクター法人名 代表者氏名	○○町 (○○県) 町長 ○○ ○○
施設の設置場所	1 局舎 ○○町○△1－2 (○○町役場) 2 伝送用専用線設備 ○○町○△、×○、□△ ※要綱別表第2に掲げる内容を記載。
着工予定日	変更通知後速やかに着工予定
完了予定日	令和○○年○月○○日 ※工事完了検査を行い、適正と確認を行う予定の時期を記載すること。
事業の目的 事業の概要	○○県○○郡○○町が行う………の取組を推進するための無線局を設置するため、必要となる伝送用専用線設備を整備する。これにより、……の効果を見込む。

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）			事 業 費
経費区分	施設・設備費	○○, ○○○	○○, ○○○
	用地取得費・道路費	○○, ○○○	○○, ○○○
	合 計	○○, ○○○	○○, ○○○

備考

様式第6号（第10条第4項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 ○○ ○○ 殿

市町村長

○○ ○○

令和〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助事業中止（廃止）承認申請書

令和〇〇年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）令和〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助事業を中止（廃止）したいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

本年（令和〇〇年）12月に発生した豪雪被害により、町域全体が大被害を受け、その復旧を最優先することとしたため、当該事業の年度内完了が困難となったことによる。

※中止（廃止）理由は具体的に記載して下さい。

2 経費の支出額内訳

（千円）

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
施設・設備費	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○
用地取得費・道路費	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○
賃借費			
物品費			
労務費			
業務委託費			
諸経費			
運用経費			
合計	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

- (1) 中止期間 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
(2) 完了予定日 令和〇〇年〇月〇日

様式第7号（第11条関係）

番年
月日

総務大臣 ○○ ○○ 殿

市町村長
○○ ○○

令和〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助事業事故報告書

令和〇〇年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る） 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

1 事故の内容及びその原因

昨年（令和〇〇年）12月に発生した豪雪被害により、〇〇地区をカバーする〇〇局舎にいたる道路が通行不能になった。また、〇〇町全体の災害復旧作業も大幅に遅れている状況で、当初予定していた〇〇地区への幹線の敷設が〇月（工期）までに完了できなくなった。

※必要に応じて事故の内容がわかる資料を添付して下さい。

2 対策事業の現在の進捗状況

〇〇地区を除く幹線（光ファイバ）は敷設済であるが、〇〇地区においては、除雪作業がはかどらず、局舎整備を含めた工事に着手できない状況になっている。

3 現在までに要した経費

※概算払い以外は「なし」と記載して下さい。

4 事故に対してとった措置

〇〇町災害対策本部と調整し、災害復旧作業を〇月までに終わらせるとともに、事業の当初計画を見直した。

5 補助事業の遂行及び完了の予定

令和〇〇年3月〇〇日 完了予定

様式第8号（第12条第1項関係）

番 号
年 月 日※

※工事が完了した日（竣工）以降

総務大臣 ○○ ○○ 殿

市町村長
○○ ○○

令和〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助事業状況報告書

令和〇〇年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る） 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業の実施状況について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

1 交付決定額の進捗状況

（千円）

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○
用地取得費・道路費	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○
賃借費					
物品費					
労務費					
業務委託費					
諸経費					
運用経費					
合計	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

様式第9号（第12条第2項関係）

番号
年月日

総務大臣 ○○ ○○ 殿

市町村長
○○ ○○

令和〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助事業に係る資金借入報告書

令和〇〇年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった国庫債務負担行為に係る交付対象事業について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 借入先

○○○○銀行

2 借入金額

〇〇,〇〇〇 千円

3 借入金利（変動、固定の別を含む。）

固定年利〇〇%

4 借入期間

令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月

5 その他の借入条件

様式第15号の3（第13条第1項関係）

番年月
号日

総務大臣 ○○ ○○ 殿

市町村長
○○ ○○

令和〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

令和〇〇年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る） 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)			
区分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国 庫 補 助 金	令和〇〇年〇月〇日 〇〇, 〇〇〇 ※	—	—

※ 国の交付決定日及び交付決定額

2 事業の実施状況

都道府県名、市町村名、 第三セクター法人名、 一般社団法人等名 代表者氏名	〇〇町（〇〇県） 町長 ○○ ○○
施設の設置場所	1 線路設備 〇〇町〇△、×〇、□△ 2 局舎施設 〇〇町〇△1-2（〇〇町役場） ※要綱別表1に掲げる内容を記載。
工事施工業者名	(株)〇〇通信工業 ※1
着工日	令和〇〇年〇月〇日 ※2
完了日	令和〇〇年〇月〇日 ※3

※1 全ての施行業者名を記載して下さい。

※2 国から市町村へ交付決定通知をした以降の日。（補助事業は、国から市町村から交付決定通知した日以降でなければ一切契約工事は開始できません。交付決定通知以前に

工事に着手した場合は、その工事は補助事業の対象外となりますので注意して下さい。)

※3 事務事業が完全に終了したとき（補助対象工事の竣工時等。）。

3 事業の目的・概要

事業の目的	○○県○○郡○○町が行う………の取組を推進するための無線局を設置するため、必要となる伝送用専用線設備
事業の概要	を整備する。これにより、……の効果を見込む。※4

※4 事業の目的及び概要については、原則交付申請時と同様の内容を記載。変更承認申請を提出し目的及び概要が変更されている場合は、承認後の内容を記載して下さい。承認されていない計画変更は認められません。

4 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
	令和〇年〇月〇日 (令和〇年〇月〇日)	—	
	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇) (A) ※5	—	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (A)
事業を行った者の負担額	予 算 額	—	実 績 額
自主財源 (B)	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇
地方財政措置 () (C)	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇
その他 () (D)	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇
小 計 (E) ((B) + (C) + (D))	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇
合 計 ((A) + (E))	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇

(円)

支 出		
経費区分	予 算 額	実績額（支出額合計）
施設・設備費	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇)	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇
用地取得費・道路費	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇)	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇)	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇

※5 変更承認されて事業費等に変更がある場合は、括弧書きで追記して下さい。（支出区分でも同様に記載して下さい。）

5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額

及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 ○○, ○○○ 千円
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

様式第17号（第15条第2項関係）

番号
年月日

総務大臣 ○○ ○○ 殿

市町村長

○○ ○○

令和〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金精算（概算）払請求書

令和〇〇年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る） 年度無線システム普及支援事業費等補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

記

1 請求（返還）金額 金 ○○, ○○○ 千円也

2 内訳

（国庫債務負担行為に係らない補助金の精算払の場合）

（千円）

経費区分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求（返還）額 ①-②
施設・設備費	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○
用地取得費・道路費	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○
賃借費				
物品費				
労務費				
業務委託費				
諸経費				
運用経費				
合計	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○

（概算払の場合）

（千円）

経費区分	交付決定額 ①	前回までの概算 払受領額②	今回請求額 ③	残額 ①-②-③
施設・設備費	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○
用地取得費・道路費	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○
賃借費				
物品費				
労務費				

業務委託費				
諸 経 費				
運用 経 費				
合 計	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

番年月
号日

総務大臣 ○○ ○○ 殿

市町村長

○○ ○○

令和〇〇年度消費税額の額の確定に伴う報告書

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（交付要綱第14条による額の確定額） ○○, ○〇〇円

2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 ○○, ○〇〇円

3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 ○○, ○〇〇円

4 補助金返還相当額（3 - 2） ○○, ○〇〇円

様式第19号（第19条、第19条の2、第20条第1項、第20条の2関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 ○○ ○○ 殿

市町村長

○○ ○○

令和〇〇年度無線システム普及支援事業費等に係る財産処分承認届出書 申請書 ※

令和〇〇年度において、無線システム普及支援事業等により取得した施設の財産処分を行い
申請します。
たいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。※

※ 申請、届出のいずれかを記載して下さい。

記

1 処分の内容

(取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別)

2 処分の理由

今年（令和〇〇年）〇月に発生した台風〇号による破損による。

※具体的に記載して下さい。

3 取得財産の概要

(1) 施設又は設備の名称

(2) 施設又は設備の設置者（事業主体）の名称

(3) 施設の所在地

(4) 事業費（→実績額を記載して下さい。）

- (ア) 国庫補助金
- (イ) 一般社団法人等負担金
- (ウ) 特定地上基幹放送事業者負担金又は基幹放送局提供事業者負担金
- (エ) 都道府県負担金
- (オ) 市町村負担金
- (カ) 共聴組合負担金
- (キ) その他法人等負担金

4 処分の概要

(1) 処分しようとする相手方

(2) 処分しようとする財産の範囲

(処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。)

(3) 処分の期間

(4) 処分の条件

(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費(維持管理費を含む。)見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年総官会第790号)に定める額を記入する。)

5 処分に伴う無線通信サービス又は放送の再放送サービスの運用開始日

6 添付書類

市町村から都道府県に対する承認申請・届出書の写し(間接補助事業の場合に限る。)

番 号
年 月

総務大臣 ○○ ○○ 殿

市町村長
○○ ○○

事後評価報告書（中間評価）

無線システム普及支援事業等補助金交付要綱補足事項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業概要

- (1) 工事完了日：令和〇年〇月〇日
(2) サービス開始日：令和〇年〇月〇日

2. 目標達成状況

指 標	目標 (目標年度)	実績値		
		令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度
家庭用 Wifi の設置数	〇〇個 (令和〇年度)	〇〇個	〇〇個	〇〇個
	()			
	()			

※欄が不足する場合は適宜追加

(参考)

提供可能回線数	利用回線数		
	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度
〇〇回線	〇〇回線	〇〇回線	〇〇回線

3. 目標達成に向けて実施した取組

「〇年〇月、自治体にて住民向けインターネット教室を開催した」等の加入促進のために実施した取組を全て記載。

4. 評価

※評価指標ごとに具体的に記入。目標達成に向けて実施した取組の効果についても合わせて記入。

家庭用 Wi-Fi の設置数：〇〇などの取組を実施した結果、家庭用 Wi-Fi の設置数の目標については目標年度までにほぼ達成する見込み。

5. 課題への対応策

項目 4 での評価を踏まえ、今後の課題に対する対応策について記述。評価指標ごとの目標を達成出来なかった場合は、その原因についても言及するなど、具体的に記述。

番 号
年 月

総務大臣 ○○ ○○ 殿

市町村長

○○ ○○

事後評価報告書（再評価）

無線システム普及支援事業等補助金交付要綱補足事項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業概要

- (1) 工事完了日：令和〇年〇月〇日
(2) サービス開始日：令和〇年〇月〇日

2. 目標達成状況

指 標	目標 (目標年度)	実績値		
		令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度
家庭用 Wifi の設置数	〇〇個 (令和〇年度)	〇〇個	〇〇個	〇〇個
	()			
	()			

※欄が不足する場合は適宜追加

（参考）

提供可能回線数	利用回線数		
	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度
〇〇回線	〇〇回線	〇〇回線	〇〇回線

3. 中間評価を踏まえて実施した取組

「〇年〇月、自治体にて住民向けインターネット教室を開催した」等の加入促進のために実施した取組を全て記載（中間評価以後に実施したものに限る）。

4. 評価

※評価指標ごとに具体的に記入。中間評価を踏まえて実施した取組の効果についても合わせて記入。

家庭用 Wi-Fi の設置数：中間評価を踏まえて実施した取組（具体的に記述）によって、家庭用 Wi-Fi の設置数の目標は目標年度までに達成した。

※目標を達成できなかった場合、その原因及び対応策について具体的に記述。

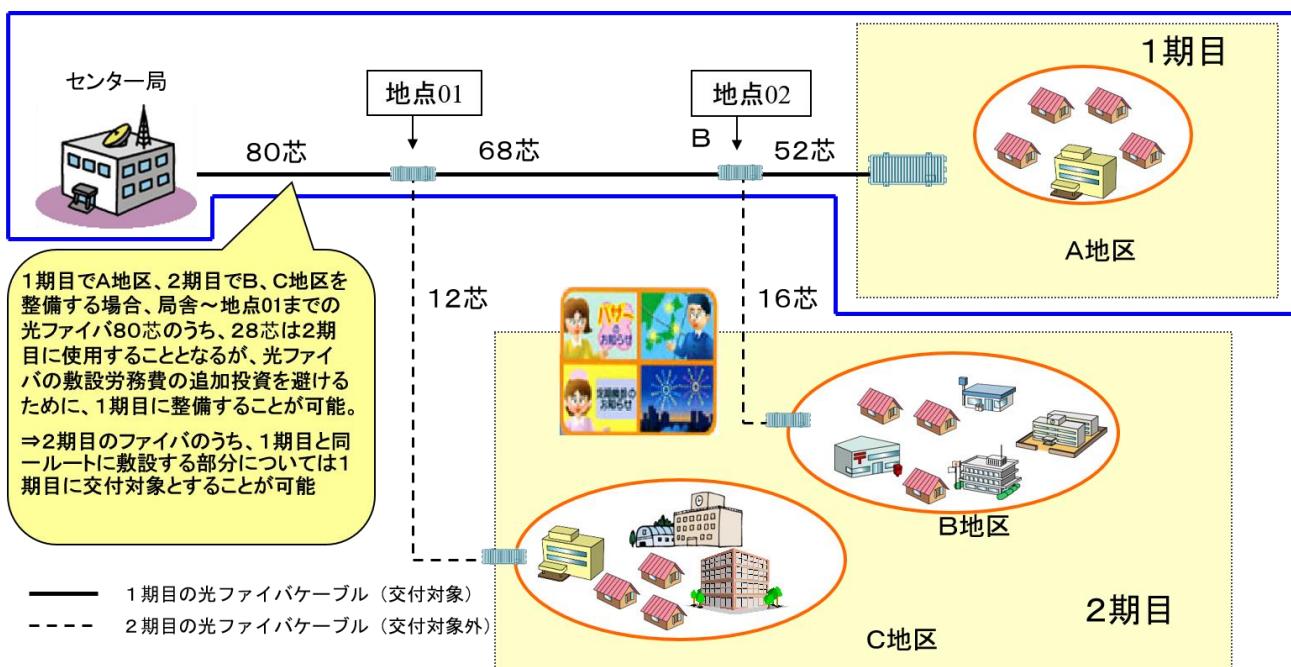
光ファイバケーブルの整備（使用）計画について

1 将来使用計画分の整備について

光ファイバケーブルについては、将来計画が明確であれば、補助金の対象として認められる。例えば、1期目でA地区、2期目でB・C地区を整備する場合、センター局～地点01までの交付対象芯数80芯のうち、28芯は2期目に使用することとなるが、光ファイバケーブルの敷設費の追加投資を避けるために、1期目に整備することが可能としたものである。この場合、可能となるのは、2期目のケーブルのうち、1期目と同一路由に敷設する部分である。ここで注意しなければならないのは、将来計画があれば何から何まで認めるというものではない。したがって、1期目のケーブルと同一路由上にないケーブルについては、使用計画が明確であっても交付対象とならないので注意が必要である。

なお、高度化整備についても基本的な考え方は同一であり、想定される5G等の対応のための必要最小限の整備に限る。

(イメージ) 将来使用計画分の整備について



2 必要芯線数の積算について

必要芯線数の算出にあたっては、開設を予定する無線局数等を基本に、利用目的別（通信・放送※予備芯も含む）を積上げ、その上で敷設芯数を算出すること。（なお、放送部分については補助対象外となるので留意すること。）したがって、整備した芯線を「交付対象芯数」としてカウントする場合は、全部の芯線が使用されることが原則である。但し、単独事業整備がない場合のみ、既製品を使用した結果余剰が生じる場合等には「交付対象未使用芯数」へカウント可能。

No.	区間	該当面	区間距離(m)	ケーブル種別	敷設芯数	(敷設テーブ 数)	補助対象芯数				補助対象外 芯数	備考	
								通信用	保守用	未使用	(未使用テーブ 数)		
(1)	〇〇ビル～01	A-01	13	所内	200	50	200	72	8	120	30	0	未使用芯は、既製品の芯線数直近上位のケーブルを利用したことによるもの。
(2)	01～02	A-02	621	架空	60	15	60	44	0	16	4	0	未使用芯は、既製品の芯線数直近上位のケーブルを利用したことによるもの。
(3)	02～03	A-03	712	架空	60	15	60	44	0	16	4	0	未使用芯は、既製品の芯線数直近上位のケーブルを利用したことによるもの。
(4)	03～04	A-04	604	架空	—	—	—	—	—	—	—	—	既設ケーブルを利用
(5)	04～05	A-05	611	架空	8	2	8	1	0	7	1	0	未使用芯は、既製品の芯線数直近上位のケーブルを利用したことによるもの。

【留意事項】

- ・「ケーブル種別」は、「敷設芯数」と合わせて支出総括表内訳書の項目と比較できるような表記とすること。
- ・整備した芯線を「交付対象芯数」としてカウントする場合は、全部の芯線が使用されることが原則である。但し、単独事業整備がない場合のみ、既製品を使用した結果余剰が生じる場合には補助対象未使用芯数としてカウント可能。（備考欄にその旨記載すること。）
- ・将来使用芯線については、一定要件の元で補助対象未使用芯数としてカウント可能。（備考欄に該当する未使用芯数と整備年度を記載すること。）

（補足）必要芯線数の積算について

○ ループ化・二重化

ループ用など緊急時にいつでも切替できる（ホット・スタンバイ）状態等にある芯線が該当し、交付対象となる。

○ 保守・障害用

保守や障害等のために必要な芯線については、最低限必要な芯数に限り交付対象となる。

○ 余剰芯

在庫品（既製品）を使用する方が、必要芯線と同数のケーブルを整備するよりもコストが安くなる場合等によって、必然的に余剰芯が発生する場合に限り交付対象となる。

交付対象とする具体的なソフトウェア

原則、ソフトウェアの開発経費、ソフトウェア購入費等は交付対象外となる。ただし、補助事業で整備するハードに導入するソフトのうち、当該事業のネットワーク及びシステムの機能の確保のために必要最小限のソフト及びこれらに附属するソフト、また、ファイアウォール専用機等必要な機能と専用の筐体が一体化されている装置については、一体的に交付対象とする。

区分	対象ソフト	必要な機能の概要	備考
①基本ソフト	OS	入出力機能やディスクやメモリの管理など、アプリケーションソフトから共通して利用される基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理する。	OS:オペレーティングシステム
②各サーバの管理・運用に必要なソフト	UPS管理ソフト	電池や発電機を内蔵し、停電時でもしばらくの間コンピュータに電気を供給する装置を管理する。	UPS : Uninterruptible Power Supply (無停電電源装置)
	ウイルス対策ソフト	コンピュータウイルスを検出、駆除等する。(個別サーバ用)【ウイルス検出／駆除／キックバック機能】	
	RAIDソフト	複数のハードディスクをまとめて1台のハードディスクとして管理する。	RAID : Redundant Arrays of Inexpensive Disks 別名:ディスクアレイ
	システムバックアップソフト	サーバに保存されたプログラムを、破損やコンピュータウイルス感染などの事態に備え、バックアップする。	
③ネットワーク及びシステムの管理・運用に必要なソフト	Proxyソフト	内部ネットワークとインターネットの境にあって、直接インターネットに接続できない内部ネットワークのコンピュータに代わって、「代理」としてインターネットとの接続を行なう。【代理アクセス／キャッシュ機能】	
	FireWallソフト (ネットワーク監視ソフト)	外部ネットワーク等を通じて第三者が侵入し、データやプログラムの盗み見・改ざん・破壊などが行なわれることのないように、外部との境界を流れるデータを監視し、不正なアクセスを検出・遮断する。【セキュリティ／ウイルス対策／認証機能】	ウイルス対策用ソフトとしては、ゲートウェイ用、ネットワーク用等個別のハード向けのウイルス対策ソフト以外が該当。
	ネットワーク管理ソフト	構成管理、障害管理、性能管理等ネットワーク全体の管理を行う。	
	暗号化ソフト	ネットワークを通じて文書や画像等データをやり取りする際に、通信途中で第三者に盗み見られたり改ざんされたりされないよう、決まった規則に従ってデータを変換する。【暗号化によるデータ保護通信機能】	
	負荷分散ソフト	各種サーバへのアクセスを、複数のサーバに振り分けるなど負荷分散を行う。【アクセス集中時のレスポンス低下回避機能】	SLB (Server Load Balancing)等
	LDAPソフト	インターネットなどのTCP/IPネットワークで、ディレクトリデータベースにアクセスを可能とする。【合併及び広域連携活用でのドメイン管理機能】	LDAP : Lightweight Directory Access Protocol ディレクトリ・サービス: ネットワーク上の資源とその属性とを記憶し、検索できるようにしたシステム。ユーザやネットワーク資源の管理を一括化し、負担軽減が可能。

(1) 設計・装柱・吊線工種適用分

①光ケーブル	②補助金光ケーブル長	③同軸ケーブル	④全ケーブル長	⑤按分率
40,978m	27,277m	21,197m	62,175m	43.87%

※ (②) ÷ (①+③) = ⑤

(2) 光ファイバーケーブル按分(伝送路)

①全芯数	②補助金対象芯数	③距離	a 資材		b 工事		備考
			④単価	⑤按分額	⑥按分距離	⑦按分率	
4芯	0芯	383m	165	0	0.0m		
4芯	2芯	750m	165	61,875	375.0m		
4芯	4芯	9,610m	165	1,585,650	9,610.0m		
8芯	4芯	3,370m	187	315,095	1,685.0m		
8芯	6芯	1,476m	187	207,009	1,107.0m		
12芯	4芯	1,508m	220	110,586	502.7m		
16芯	2芯	3,331m	267	111,172	416.4m		
16芯	10芯	702m	267	117,146	438.8m		
16芯	14芯	2,892m	267	675,643	2,530.5m		
20芯	12芯	1,042m	278	173,805	625.2m		
20芯	14芯	3,420m	278	665,532	2,394.0m		
24芯	14芯	4,549m	309	819,957	2,653.6m		
28芯	20芯	1,667m	346	411,987	1,190.7m		
32芯	20芯	4,076m	376	957,860	2,547.5m		
44芯	24芯	2,202m	445	534,485	1,201.1m		
計		40,978m		6,747,802	27,277.4m		66.57%

※a (②÷①)×③×④=⑤

b (②÷①)×③=⑥ ⑥計÷③計=⑦

(3) 光クロージャ接続按分

①全芯数	②補助金対象芯数	③接続数	a 資材		b 工事		備考
			④単価	⑤金額	⑥単価	⑦金額	
4芯	2芯	2箇所	19,792	19,792	37,630	37,630	
4芯	4芯	12箇所	19,792	237,504	37,630	451,560	
8芯	4芯	5箇所	20,033	50,082	37,630	94,075	
8芯	6芯	1箇所	20,033	15,024	37,630	28,222	
12芯	4芯	2箇所	20,275	13,516	37,630	25,086	
12芯	6芯	1箇所	20,275	10,137	37,630	18,815	
16芯	2芯	3箇所	20,516	7,693	37,630	14,111	
16芯	10芯	1箇所	20,516	12,822	37,630	23,518	
16芯	14芯	2箇所	20,516	35,903	37,630	65,852	
20芯	12芯	1箇所	20,758	12,454	52,563	31,537	
20芯	14芯	2箇所	20,758	29,061	52,563	73,588	
24芯	14芯	4箇所	20,999	48,997	52,563	122,647	
24芯	16芯	1箇所	20,999	13,999	52,563	35,042	
24芯	18芯	1箇所	20,999	15,749	52,563	39,422	
28芯	16芯	1箇所	21,241	12,137	52,563	30,036	
28芯	20芯	3箇所	21,241	45,516	52,563	112,635	
32芯	20芯	5箇所	21,482	67,131	52,563	164,259	
32芯	22芯	1箇所	21,482	14,768	52,563	36,137	
36芯	22芯	2箇所	21,724	26,551	52,563	64,243	
44芯	24芯	1箇所	22,207	12,112	82,429	44,961	
44芯	26芯	1箇所	22,207	13,122	82,429	48,708	
48芯	24芯	1箇所	22,448	11,224	82,429	41,214	
16芯	2芯	1箇所	966	120	29,305	3,663	
32芯	20芯	1箇所	1,932	1,207	44,238	27,648	
44芯	24芯	1箇所	2,657	1,449	74,104	40,420	
計		56箇所		728,070		1,675,029	

※a (②÷①)×③×④=⑤

b (②÷①)×③×⑥=⑦

56

(4) 面積按分

①局舎内交付対象設備のラック専有面積の合計値(mm ²)	②局舎内全設備のラック専有面積の合計値(mm ²)	③按分率 (①÷②)
2,050,810	3,882,775	52.82%

(5) 伝送路設備の按分

光ファイバ整備	(A) 使用する周波数 帯域按分
未整備エリア	100.00%
整備エリア	93.20%

項目	設計数量		a 資材		b 工事	
	①未整備エリア	②整備エリア	③単価	④按分金額	⑤単価	⑥按分金額
給電ケーブル (12C)	2,800	3,500	192	1,163,906	181	1,097,224
ステイタスケーブル (5C)	2,800	3,500	75	454,650	161	975,984
増幅器 (BE)	67	84	119,958	17,428,494	11,445	1,662,824
増幅器 (EA)	27	35	68,367	4,076,049	9,365	558,342
幹線分岐分配器	18	33	14,846	723,833	6,176	301,117
タップオフ (2端子)	248	263	4,885	2,408,876		
タップオフ (4端子)	102	125	4,859	1,061,693	4,084	2,950,336
タップオフ (8端子)	8	3	6,107	65,931		
無停電電源供給器 (320VA)	28	35	239,519	14,519,672	32,138	1,948,209
商用電源引込	28	35	0	0	25,000	1,515,503
接地	128	161	3,549	986,808	6,600	1,835,147
光ノード	6	7	600,000	7,514,415	37,682	471,930
ノード用光ケーブル	6	7	100,000	1,252,402	0	0
光アッテネータ	12	14	10,000	250,480	0	0
光総合伝送路測定 (5芯以下)	6	7	0	0	19,745	247,286
光接続損失測定 (5芯以下)	6	7	0	0	19,745	247,286
増幅器調整	94	119	0	0	14,500	2,971,172
ノード調整	6	7	0	0	14,500	181,598
計				51,907,209		16,963,958

※a (①×③×(A)) + (②×③×(A)) = ④
 b (①×⑤×(A)) + (②×⑤×(A)) = ⑥

(6) 光成端架 配線材料の按分

① (光IDFコネクタユニット～光片端コード(4FO)までの交付対象部分の合計値)	② (光IDFコネクタユニット～光片端コード(4FO)までの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
189,000	378,000	50.00%

(7) 線路設備・伝送設備 雜材料の按分

① (装柱材料 (A装柱) ～光アッテネータまでの交付対象部分の合計値)	② (装柱材料 (A装柱) ～光アッテネータまでの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
94,100,361	103,623,632	90.81%

(8) 線路設備・伝送設備 雜工事の按分

① (装柱取付 (A装柱) ～ノード調整までの交付対象部分の合計値)	② (装柱取付 (A装柱) ～ノード調整までの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
56,512,924	63,703,904	88.71%

(9) 局舎等施設 配線材料の按分

① (局舎架 (電源付) の交付対象部分の合計値)	② (局舎等架 (電源付) の全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
520,068	800,000	65.01%

(10) 送受信施設 配線材料の按分

① (局舎モデムシャーシ(ArrisC4)～モニタユニット(SMM-6002XE-MD)までの交付対象部分の合計値)	② (局舎モデムシャーシ(ArrisC4)～モニタユニット(SMM-6002XE-MD)までの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
6,093,560	16,551,000	36.82%

(11) 局舎等施設 雜工事の按分

① (局舎架据付～電気工事までの交付対象部分の合計値)	② (局舎架据付～電気工事までの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
109,201	194,000	56.29%

経費見積書総括表

別紙4

件名:令和4年度 無線システム普及支援事業費等補助金(高度無線環境整備推進事業)

実施主体:●●株式会社

整備地域(市町村名):▲▲県■■市

(注意事項)

○シート「内訳書」とリンクされており数値は自動で入力されるため、原則本表における記載事項は「件名」、「実施主体」、「整備地域(市町村名)」のみ。

項目番号	項目	全体(整備事業及び一体施工工事)		補助対象部分		補助対象外部分(一体施工工事)	
		金額	備考	金額	備考	金額	備考
I	施設・設備費	72,000,000		49,000,000		23,000,000	
①	施設・設備の設置経費(資材費等)	41,000,000		27,000,000		14,000,000	
(ア)	鉄塔	0		0		0	
(イ)	局舎	20,000,000		15,000,000		5,000,000	
(ウ)	外構施設	0		0		0	
(エ)	受電設備	0		0		0	
(オ)	送受信機	5,000,000		4,000,000		1,000,000	
(カ)	伝送用専用線	16,000,000		8,000,000		8,000,000	
(キ)	ケーブル	0		0		0	
(ク)	中継増幅装置	0		0		0	
(ケ)	電源設備	0		0		0	
(コ)	監視装置	0		0		0	
(サ)	制御装置	0		0		0	
(シ)	測定装置	0		0		0	
(ス)	その他事業を実施するために必要な経費	0		0		0	
②	施設・設備の設置等に関する工事費	31,000,000		22,000,000		9,000,000	
(ア)	鉄塔	0		0		0	
(イ)	局舎	20,000,000		15,000,000		5,000,000	
(ウ)	外構施設	0		0		0	
(エ)	受電設備	0		0		0	
(オ)	送受信機	5,000,000		4,000,000		1,000,000	
(カ)	伝送用専用線	6,000,000		3,000,000		3,000,000	
(キ)	ケーブル	0		0		0	
(ク)	中継増幅装置	0		0		0	
(ケ)	電源設備	0		0		0	
(コ)	監視装置	0		0		0	
(サ)	制御装置	0		0		0	
(シ)	測定装置	0		0		0	
(ス)	その他事業を実施するために必要な経費	0		0		0	
II	用地取得費・道路費	0		0		0	
①	施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む)	0		0		0	
②	附帯工事費	0		0		0	
III	共通経費(附帯工事費)	45,000,000		32,660,000		12,340,000	
①	調査設計費	5,000,000		5,000,000		0	
②	施行・構築費	0		0		0	
③	改修補強費	0		0		0	
④	撤去費	5,000,000		4,000,000		1,000,000	
⑤	諸経費	35,000,000		23,660,000		11,340,000	
I ~ III合計(税抜き)		117,000,000		81,660,000		35,340,000	
出精値引き		0		0		0	
I ~ III合計(税抜き)(出精値引き後)		117,000,000		81,660,000		35,340,000	
I ~ III合計(税込み)(出精値引き後)		128,700,000		89,826,000		38,874,000	

【経費見積書 内訳書】

項目番号	項目名	全体(整備事業及び一体施工工事)					補助対象部分				補助対象外部分(一体施工工事)					
		数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考
I	施設・設備費				75,900,000					50,950,000					24,950,000	
①	施設・設備の設置経費(資材費等)				41,000,000					27,000,000					14,000,000	
(ア)	鉄塔				0					0					0	
(イ)	局舎				20,000,000					15,000,000					5,000,000	
…		…	…	…	10,000,000		…	…		5,000,000	按分率50%	…	…		5,000,000	按分率50%(放送用)
…		…	…	…	5,000,000		…	…		5,000,000						
…		…	…	…	5,000,000		…	…		5,000,000						
(ウ)	外構施設				0					0					0	
(エ)	受電設備				0					0					0	
(オ)	送受信機				5,000,000					4,000,000					1,000,000	
WWWサーバ		1	台	500,000	500,000		1	台	500,000	500,000						
DNSサーバ		1	台	500,000	500,000		1	台	500,000	500,000						
…		…	…	…	3,000,000		…	…		2,000,000		…	…		1,000,000	交付対象外のソフト
…		…	…	…	1,000,000		…	…		1,000,000						
(カ)	伝送用専用線				16,000,000					8,000,000					8,000,000	
光ファイバケーブル(200心)		10,000	m	500	5,000,000		-	-		2,500,000		-	-		2,500,000	
…		…	…	…	5,000,000		-	-		2,500,000		-	-		2,500,000	
光ファイバケーブル(2心)		10,000	m	100	1,000,000		-	-		500,000		-	-		500,000	
メッセージジャーワイヤー		30,000	m	50	1,500,000		-	-		750,000		-	-		750,000	
…		…	…	…	3,500,000		-	-		1,750,000		-	-		1,750,000	
(キ)	ケーブル				0					0					0	
(ク)	中継増幅装置				0										0	
(ケ)	電源設備				0					0					0	
(コ)	監視装置				0					0					0	
(サ)	制御装置				0					0					0	
(シ)	測定装置				0					0					0	
(ス)	その他事業を実施するために必要な経費				0					0					0	
②	施設・設備の設置等に関する工事費				34,900,000					23,950,000					10,950,000	
(ア)	鉄塔				0					0					0	
(イ)	局舎				20,000,000					15,000,000					5,000,000	
…		…	…	…	10,000,000		…	…		5,000,000	按分率50%	…	…		5,000,000	按分率50%(放送用)
…		…	…	…	5,000,000		…	…		5,000,000						
(ウ)	外構施設				0					0					0	
(エ)	受電設備				0					0					0	
(オ)	送受信機				5,000,000					4,000,000					1,000,000	
WWWサーバ		1	台	500,000	500,000		1	台	500,000	500,000						
DNSサーバ		1	台	500,000	500,000		1	台	500,000	500,000						
…		…	…	…	3,000,000		…	…		2,000,000		…	…		1,000,000	交付対象外のソフト
…		…	…	…	1,000,000		…	…		1,000,000						
(カ)	伝送用専用線				6,000,000					3,000,000					3,000,000	
光ファイバケーブル(200心)		10,000	m	300	3,000,000					1,500,000					1,500,000	
…		…	…	…	3,000,000					1,500,000					1,500,000	
光ファイバケーブル(2心)		10,000	m	60	600,000					300,000					300,000	
メッセージジャーワイヤー		30,000	m	10	300,000					150,000					150,000	
…		…	…	…	3,000,000					1,500,000					1,500,000	
(キ)	ケーブル				0					0					0	

(注意事項)

○該当する経費項目がない場合でも、着色されている行は削除しないこと。

○行を追加した場合は、各集計行の数式を修正すること。

○原則、小数点以下切り捨てで横の計算を行うこと。

○備考欄には、費用按分の有無、按分方法や単価等の根拠を記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。

○ソフトウェア経費など費目が詳細になる場合には、適宜様式で別紙にまとめること。(ソフトウェア経費については、マニュアルで認められているもの(交付対象)、そうでないもの(交付対象外)の区分表を作成すること)

○按分の結果、金額に小数点が発生する場合には、交付対象部分は切り捨て、交付対象外部分は切り上げして計算すること。

項目番号	項目名	全体(整備事業及び一体施工工事)					補助対象部分				補助対象外部分(一体施工工事)				
		数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額
	(ク) 中継増幅装置				0					0				0	
	(ケ) 電源設備				0					0			0		
	(コ) 監視装置				0					0			0		
	(サ) 制御装置				0					0			0		
	(シ) 測定装置				0					0			0		
	(ス) その他事業を実施するために必要な経費				0					0			0		
II	用地取得費・道路費				0					0			0		
①	施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む)				0					0			0		
②	附帯工事費				0					0			0		
III	共通経費(附帯工事費)				45,000,000					32,660,000			12,340,000		
①	調査設計費				5,000,000					5,000,000			0		
	調査設計費	1	式	5,000,000	5,000,000		1	式	5,000,000	5,000,000					
②	施行・構築費				0					0			0		
③	改修補強費				0					0			0		
④	撤去費				5,000,000					4,000,000			1,000,000		
	撤去費	1	式	5,000,000	5,000,000		1	式	4,000,000	4,000,000		1	式	1,000,000	1,000,000 敷設ルート外の撤去
⑤	諸経費				35,000,000					23,660,000			11,340,000		
	共通仮設費	1		10,000,000	10,000,000	○○積算基準による。 按分は事業費の割合によ る。	-	-	-	6,760,000		-	-	3,240,000	
	現場管理費	1		15,000,000	15,000,000		-	-	-	10,140,000		-	-	4,860,000	
	一般管理費	1		10,000,000	10,000,000		-	-	-	6,760,000		-	-	3,240,000	
I ~ III合計(税抜き)		-	-	-	120,900,000		-	-	-	83,610,000		-	-	37,290,000	
出精値引き		-	-	-			-	-	-			-	-		
I ~ III合計(税抜き)(出精値引き後)		-	-	-	120,900,000		-	-	-	83,610,000		-	-	37,290,000	
I ~ III合計(税込み)(出精値引き後)		-	-	-	132,990,000		-	-	-	91,971,000		-	-	41,019,000	

【契約予定内容に関する調査票】(記載例)

(1) 補助事業を行うにあたって予定している契約（分割発注を予定している場合は、契約毎に記入）を全て記入。

番号	契約名（予定）	契約の内容	契約の形態	見積社数	見積額（円）
1	令和〇年度□□市△△地区高度無線環境整備推進工事	工事請負契約	一般競争入札	5	567,890,123
2	令和〇年度□□市△△地区高度無線環境整備推進事業に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び施工監理業務の委託契約	随意契約	3	15,678,900
合計					583,569,023

注1 「契約の形態」は、「一般競争入札」、「指名競争入札」又は「随意契約」のいずれかを記入。

注2 「見積者数」は、事業費を算出するにあたり、見積りを取った者数を記入。

注3 「見積額」は、見積りにより申請書を作成する際に採用した金額を記入。

注4 随意契約は、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合に限りできるものである。

(2) 前記(1)の契約において、補助対象外の契約が含まれていれば、その契約内容を記入。

番号	契約名（予定）	契約の内容	見積額（円）	うち補助対象外 見積額（円）
1	令和〇年度□□市△△地区高度無線環境整備推進工事	工事請負契約	567,890,123	8,765,432
2	令和〇年度□□市△△地区高度無線環境整備推進事業に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び施工監理業務の委託契約	15,678,900	234,500
合計			583,569,023	8,999,932

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

(3) 前記(1)で随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠及びその理由を記入。

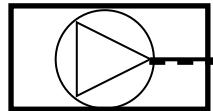
番号	契約名（予定）	随意契約を行う根拠 (地方自治法)	随意契約の理由
2	令和〇年度□□市△△地区高度無線環境整備推進事業に係る調査設計監理業務委託契約	地方自治法施行令第167条の2第〇号	※具体的な理由を記載して下さい。

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

○○市光系統図(例)

※各団体(事業者)の使用する様式を使用して差支えないが、少なくとも以下の内容がわかるものであること。

○○市情報センター



200C/100C/60C/1000m

既存の光ファイバを使用する場合には、その芯線数、距離を明示とともに、その旨を記載すること。

末端は、FTTHにおいては、PON方式の場合、分岐装置までの配置が把握できること、また、SS方式の場合は、加入者に最も近接しているカプラまで把握できるものとする。また、公共施設に引き込む場合には全ての箇所を記載すること。

01

100C/5000m

※既設の光ファイバを活用

03

80C/80C/40C/500m

02

4C/4C/4C/1000m

04

4C/4C/4C/1000m

05

4C/4C/4C/1000m

06

4C/4C/4C/200m

4C/4C/4C/100m

○○支所

8C/8C/8C/1000m
※4Cについては携帯電話のエントランス回線に開放

将来使用予定(携帯電話のエントランス回線等)の未使用分がある場合にも、そのことを明記。なお、その場合には使用予定年度についても明記すること。

交付対象外エリア

凡例

- 100C/100C/75C/1000m
↑敷設芯数/交付対象芯数/使用芯数/敷設距離
- 実線=交付対象
- 点線=交付対象外/既設使用

○C/○C/○C/○Om

07

100C/0C/0C/○Om

12C/0C/0C/○Om

4C/0C/0C/○Om

8C/0C/0C/○Om

08

4C/0C/0C/○Om

○○支所

○○公民館